

第3次飯能市教育大綱・第4期飯能市教育振興基本計画
(令和8～12年度)

新たな時代を 豊かな学びで創る 飯能教育

未来の笑顔へつなげる
ひとづくり・つながりづくり

飯能市・飯能市教育委員会

はじめに

未来の笑顔へつなげる、持続可能な「ひとづくり」のために

本市は今、大きな転換期を迎えています。人口減少や少子高齢化、そして厳しい財政状況という現実を直視し、将来に負担を先送りすることなく、持続可能なまちづくりへと舵を切らなければなりません。しかし、どのような時代にあっても、まちの未来を拓くのは「人」であり、子どもたちは本市の希望そのものです。

このたび策定した「第3次飯能市教育大綱」及び「第4期飯能市教育振興基本計画」では、「未来の笑顔へつなげる ひとづくり・つながりづくり」を新たな基本理念に掲げました。予測困難な社会を生き抜く子どもたちの「主体的な学び」を保障し、誰もが健やかに学び続けられる環境を整えることは、私たち大人の責任です。

また、未来を担う子どもたちのみならず、誰もが生涯にわたる学びを通じて自己を更新できるような環境づくりにも注力してまいります。

本計画の推進には、学校だけでなく、家庭、地域の皆様との強固な「つながり」が不可欠です。「飯能ならでは」の豊かな自然や歴史を活かし、市民一丸となって、子どもたちの、そして私たちの未来の笑顔を創り上げていきましょう。

令和8年3月

飯能市長 新井 重治

創意工夫と「つながり」で拓く、飯能教育の新たな一歩

変化が激しく、先の予測が困難な時代において、自ら課題を見つけ、主体的に学び、社会とつながる力を培うことはとても大切です。このたび策定した新たな大綱及び計画では、前計画からの「学びの改革」「生涯学習・生涯スポーツを通じた人づくり」を継承しつつ、「未来の笑顔へつなげる ひとづくり・つながりづくり」を基本理念に掲げました。目指すは、「21世紀型の学校」と「生涯を通じて学び、スポーツや文化に親しめる環境」を実現し、未来で輝く人づくりに繋げることです。

現在、本市は緊急財政対策に取り組んでおり、教育行政においても真価が問われています。教育委員会は、本計画を道しるべとして、職員一丸となって、質の高い教育を持続させてまいります。市民の皆様とも、知恵を出し合い、互いに手を取り合っていくことができればと願っています。「市の宝」である子どもたちのため、また、誰もが学びを通じてつながり、心豊かに暮らすため、困難な時代を乗り越え、飯能教育の新たな未来を創り上げていきましょう。

令和8年3月

飯能市教育委員会

- 目次 -

第1章 総論	1
1 はじめに.....	2
2 関連計画.....	4
3 第3期計画の主な成果.....	6
4 第3期計画における数値目標の達成状況.....	9
5 教育を取りまく社会の動向.....	11
6 今後取り組むべき課題.....	13
第2章 基本理念及び基本方針	15
1 基本理念.....	16
2 基本方針.....	18
3 施策の体系.....	19
第3章 基本方針に基づく施策の展開	21
基本方針Ⅰ 「21世紀型の学校」を目指し、一人の漏れも無く質の高い学びを保障する 「学びの改革」に取り組みます.....	22
施策1 学びの改革の推進.....	22
施策2 豊かな心と健やかな体の育成.....	27
施策3 多様なニーズに対応した教育の推進.....	32
施策4 市民に信頼される力のある教職員の育成.....	36
施策5 質の高い学校教育を推進するための環境の充実.....	39
基本方針Ⅱ 生涯にわたる学びの機会を充実させ、学びの成果を地域に還元できる人を育 み、活力ある地域づくりを推進します.....	42
施策6 生涯学習の推進.....	42
施策7 文化芸術活動の充実.....	47
施策8 飯能地域遺産の保存・活用.....	49
基本方針Ⅲ 生涯を通じた健康づくり、元気で活力のあるまちづくりのためのスポーツの 振興に取り組みます.....	53
施策9 スポーツ・レクリエーション活動の推進.....	53
施策10 スポーツ施設の安全な管理運営.....	55
施策11 スポーツを通じたまちづくりの推進.....	57
基本方針Ⅳ 学校・家庭・地域の連携を深め、つながりの中で共に学び成長できる環境を 整備します.....	60
施策12 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進.....	60
施策13 地域との連携・協働に基づく学習環境の整備.....	64
第4章 計画の推進	69
1 計画の推進にあたって.....	70
2 点検評価と見直しの実施.....	70
資料編	71
用語の説明	72

第1章 総論

(第3次飯能市教育大綱／第4期飯能市教育振興基本計画)

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本市では、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで、「第2次飯能市教育大綱」（以下「第2次大綱」という。）及び「第3期飯能市教育振興基本計画」（以下「第3期計画」という。）に基づき、教育の振興に取り組んできました。

その結果、学校教育では、飯能市GIGAスクールによって整備されたICT環境を活用し、児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心に合わせた創造的、探究的、協働的な学びが行われるようになりました。教職員においても、専門家として謙虚に学び合う学校研究（授業研究）が盛んに行われるようになり、新たな学びの基礎を築き上げることができました。また、社会教育では、生涯学習分野において、これまで連綿と受け継がれてきた飯能地域遺産を未来に向けて保存・継承するための指針である「飯能市文化財保存活用地域計画」が策定され、スポーツ分野においては、「ホッケーのまち飯能」として、全国規模の大会を開催するなど、高い成果が得られました。これらの取組は、子どもに限らず、年齢を問わず全ての市民が未来につながる学びや活動に参加できる環境づくりにも寄与するものとなっています。

しかしながらこの間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じました。

その他、少子化・人口減少、グローバル化の進展、異常気象の激化など地球規模の課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する一方で、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けたデジタル技術の発展など、社会が大きな転換期を迎えており、教育には、子どもたちの社会の変化に対応し自ら課題を発見し解決する力や、多様な価値観を持つ人々と協働しながら新たな価値を創造する力を育むことが求められています。

社会の変化とともにこれからの時代を生き抜き、社会を担う子どもたちの力を育ていく教育の果たす役割がますます重要になっていく中、中長期的な視点に立って、これからの時代に適した本市の教育に関する目標や根本的な方針として「第3次飯能市教育大綱」（以下「第3次大綱」という。）を策定するとともに、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として「第4期飯能市教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という。）を策定します。

(2) 大綱及び計画の対象等

第3次大綱及び第4期計画は、教育委員会の所管する学校教育及び生涯学習の事務事業全般を対象とします。教育行政の関係者はもとより、教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これからの本市の教育の未来を共に描き、創っていくための共通の方針及び計画とします。

(3) 大綱及び計画の期間

第3次大綱及び第4期計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。

(4) 大綱及び計画の位置付け

〔第3次大綱の位置付け〕

第3次大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、国の第4期教育振興基本計画（以下「国の第4期計画」という。）の基本的な方針を参酌しつつ、地方公共団体の長が本市の実情に応じ、教育の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

〔第4期計画の位置付け〕

第4期計画は、教育基本法に基づき、国の第4期計画を参酌しつつ、本市の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。

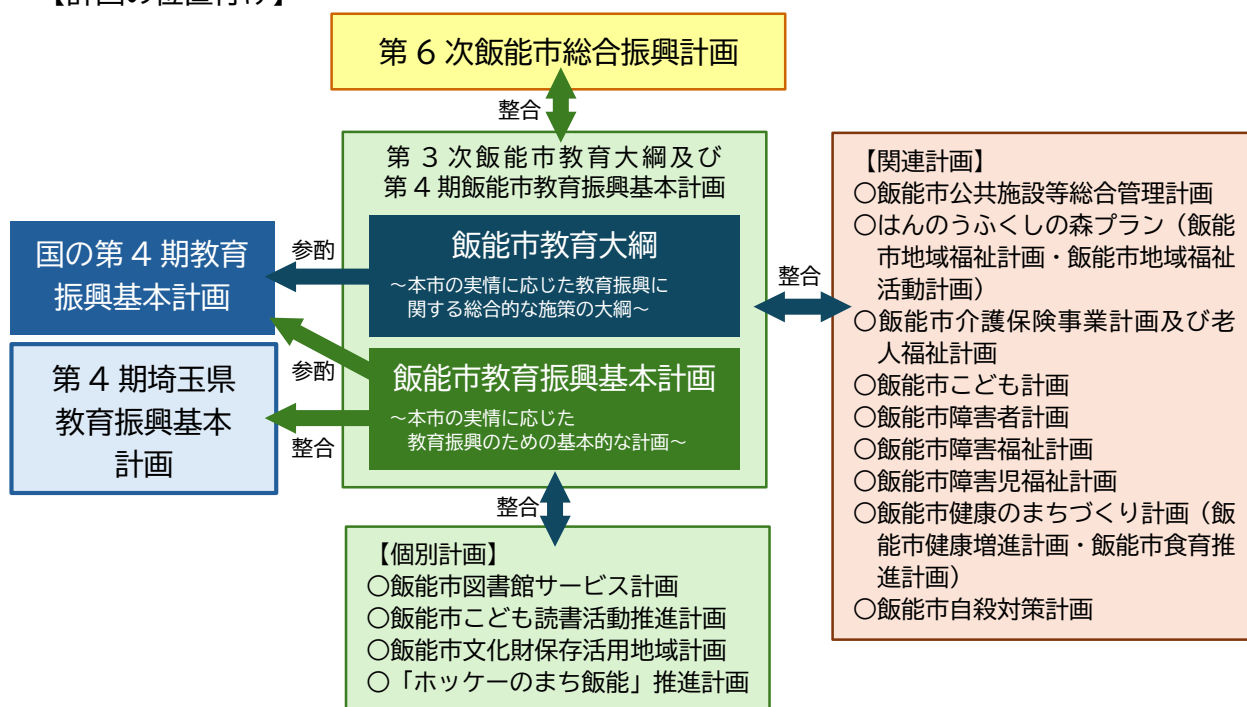
〔関連計画との整合性〕

第3次大綱及び第4期計画は、本市のまちづくりを総合的、かつ、計画的に進めるために策定した第6次飯能市総合振興計画と整合を図るとともに、飯能市公共施設等総合管理計画、はんのうふくしの森プラン（飯能市地域福祉計画）、飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画、飯能市こども計画など関連計画との整合を図りながら策定しています。

〔個別計画との整合性〕

第3次大綱及び第4期計画を上位計画とする個別計画として、飯能市図書館サービス計画、飯能市こども読書活動推進計画、飯能市文化財保存活用地域計画、「ホッケーのまち飯能」推進計画があります。これら個別計画については、各計画の改定時に本計画との整合性を図ります。

【計画の位置付け】



2 関連計画

(1) 国の第4期教育振興基本計画

国は、令和5(2023)年6月に第4期教育振興基本計画を閣議決定し、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間に取り組むべき計画を策定しました。計画は、総括的な基本方針・コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、今後の教育政策に関する基本的な方針として、次の5点を挙げています。

- 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 4 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 埼玉県の第4期教育振興基本計画

埼玉県では、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念に掲げ、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度まで5年間の、第4期埼玉県教育振興基本計画を策定しました。基本理念は第3期までの理念を継承しつつ、社会情勢の変化、教育に求められる役割や子どもたちに育みたい力などを踏まえ、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学びで、人生や社会の未来を切り拓く力を育むことを目指しています。その中で教育をめぐる様々な課題に応じて、きめ細かに、かつ、的確に目標設定を行うため、次のとおり10の基本目標を定めています。

- I 確かな学力の育成
- II 豊かな心の育成
- III 健やかな体の育成
- IV 自立する力の育成
- V 多様なニーズに対応した教育の推進
- VI 質の高い学校教育を推進するための環境の充実
- VII 家庭・地域の教育力の向上
- VIII 生涯にわたる学びの推進
- IX 文化芸術の振興
- X スポーツの推進

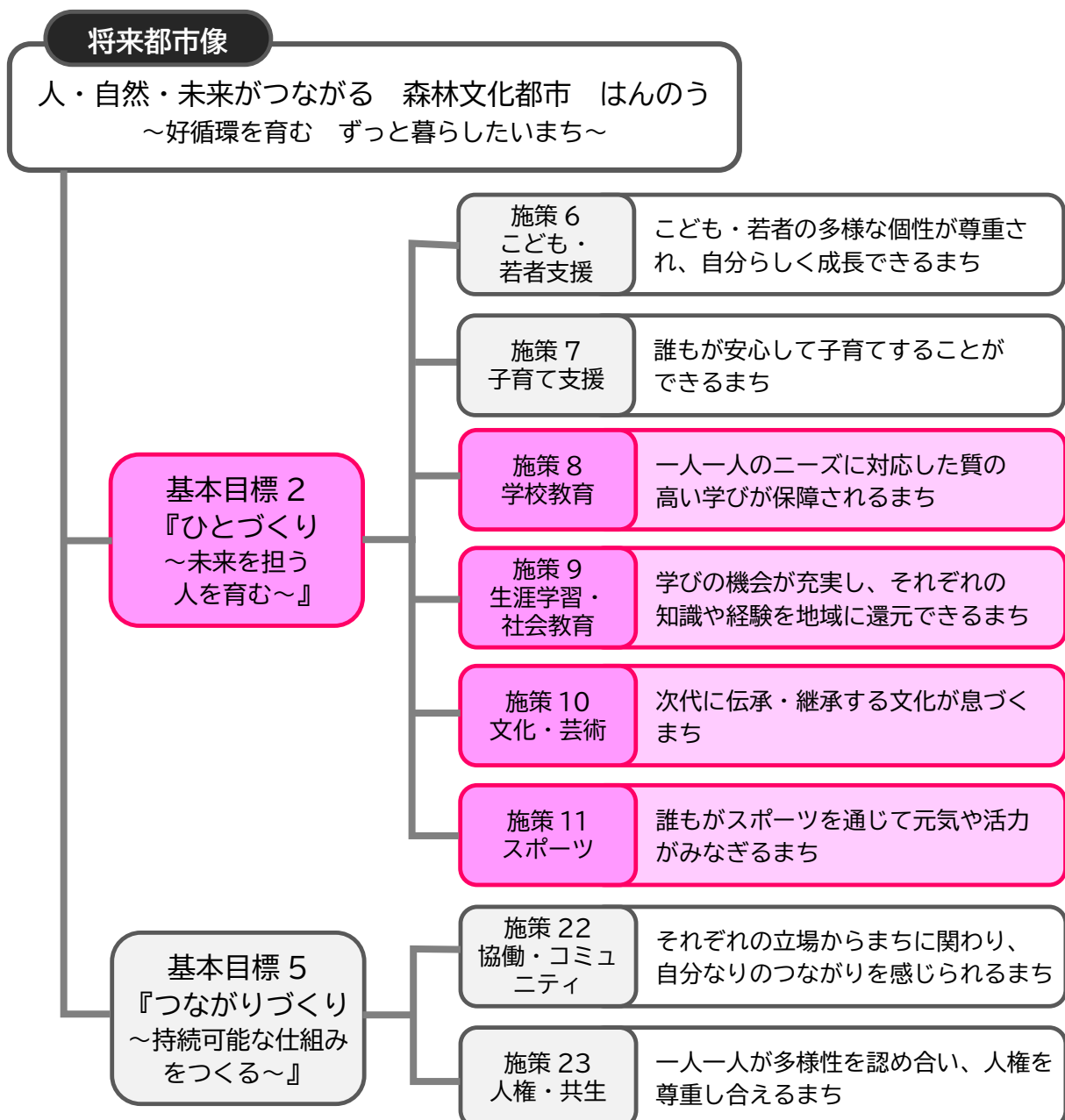
(3) 第6次飯能市総合振興計画

第6次飯能市総合振興計画は本市の最上位計画であり、令和8（2026）年度からの新たな10年に向けて、飯能市に関わる全ての人々が共有できるこれからのまちづくりの指針となるものです。

第Ⅱ部基本構想では、本市の将来都市像を「人・自然・未来がつながる 森林文化都市 はんのう ～好循環を育む ずっと暮らしたいまち～」として掲げています。

教育分野については、まちづくりの基本目標2『ひとづくり ～未来を担う人を育む～』として定められているほか、基本目標5『つながりづくり ～持続可能な仕組みをつくる～』においても、本計画と関わりの深い施策になっており、本計画に関わる各施策は次のように位置付けられています。

【第6次飯能市総合振興計画における関連施策の位置付け】



3 第3期計画の主な成果

第3期計画では、「新たな時代を 豊かな学びで創る 飯能教育 挑戦・創造 ～学びの改革～」という基本理念を踏まえ、教育全体の基本方針として5つのテーマを掲げ、分野別の3つの基本方針と14の施策、122の具体的な取組を設定し、様々な事業に取り組んできました。この取組で、特に大きな成果が上げられたものは次のとおりです。

基本方針Ⅰ

学びの共同体が創る「21世紀型の学校」を目指し、一人の漏れも無く質の高い学びを保障する「学びの改革」に挑戦します

〔学びの改革の推進〕

◆「学びの改革」を推進する「創造的、探究的、協同的な学習」の実現

§創造的、探究的、協同的な学習の推進

文部科学省の学習指導要領では「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」が位置付けられています。第3期計画では、これをより効果的に進めるため、「学びの改革」として「創造的、探究的、協同的な学習」を掲げ、教職員は、一人一授業研究を中心とした絶え間ない授業研究に取り組みました。

◆飯能市 GIGA スクール（学習用タブレットの活用）の推進

§「学びの改革」を推進するツールとしての学習用タブレットの活用

市内の全公立小・中学校児童生徒に整備した学習用タブレットや全公立小・中学校に整備した高速大容量 Wi-Fi を活用し、「学びの改革」を推進しました。また、学習用タブレットを「教える」ツールではなく「学び」のツールとして活用することができました。

さらに、本市の特色として、LTE 型の特性を生かし、児童生徒が場所と時間を選ばず学習用タブレットを活用することができました。こうしたことから、埼玉県学力学習状況調査の児童調査で、他市よりもタブレット利用率が2割程度高いという結果が得られました。

§新型コロナウイルス感染防止と学びの保障を両立

学習用タブレットによって、全ての学級で対話的なりモート授業を行える環境をつくり、新型コロナウイルス感染症等に対応できました。また、このことによって不登校の児童生徒の学習にも活用することができました。

〔市民に信頼される力のある教職員の育成〕

◆学校研究を核とする教職員の育成

§専門家として謙虚に学び合う学校研究（授業研究）の推進

本市の「学びの改革」の根幹である「創造的、探究的、協同的な学習」を推進するため、教職員が専門家としてお互いの実践から学び合う授業研究を行いました。全ての教員が

1年に1回以上授業を同僚に公開する学校研究を、教職員の育成の中心として実施しており、当初は同じ学校内のみで行われていましたが、近年、学校の枠を越えて中学校区内における学び合いへの発展が見られました。

〔学校環境の整備・充実〕

◆学校施設の整備の推進

§安全に配慮した施設の管理と改修の推進

飯能第一小学校等の建替え・複合化は、本市で初めての取組として、令和3（2021）年度の庁内検討からスタートし、令和4（2022）年度に基本構想策定、令和5（2023）年度に基本計画、令和6（2024）年度に基本設計、令和7（2025）年度に実施設計と当初想定していた全体スケジュールどおり着実に進めることができました。また、放課後児童クラブや地区行政センターが併設した複合施設としての建替えは全国的にも珍しい試みであり、地域住民や関係者等の意見を伺い、理解を得ながら進めることができました。

〔飯能市 GIGA スクールの推進〕

◆市民の読書と課題解決を支援する図書館

§生涯にわたる読書活動の推進

児童の読書活動の充実を図るため、児童自らのおすすめの本をタブレットで紹介動画として作成・発表する「ブックフィルム事業」を実施しました。本事業は、小学校を対象とした出前講座に加え、図書館イベントとして未就学児から低学年児童を対象に行いました。その結果、本に親しむ機会を広げる取組として好評を得るなど、読書活動推進の成果につながりました。

基本方針Ⅱ

生涯にわたる学びの機会を充実させ、学びの成果を地域に還元できる人を育み、活力ある地域づくりを推進します

〔学習活動支援と地域の魅力発信〕

◆市民の読書と課題解決を支援する図書館

§市民との協働による図書館運営の推進

「新館開館10周年記念講演会・市制施行70周年特別事業」や「図書館のつどい」など、ボランティアと共催した事業を実施しました。また、市立図書館友の会の提案に基づき、飯能市に伝わる民話を掘り起こし、紙芝居の制作・上演といった独創的な活動にも取り組むことができました。

こども図書館においては、協力員や関係団体と連携し、「こども図書館まつり」や「おはなしのじかん・おはなし会」などを実施し、読書の喜びや楽しさを伝えました。これらの事業を通じて、こどもの読書活動を推進するとともに、地域全体でこどもを支える環境づくりに努めました。

また、学校の読み聞かせボランティアを対象とした勉強会を開催し、選書方法や読み聞かせの技術を学ぶ機会を提供するとともに、情報交換の場を設けることで、地域のボランティアの方々と協働し、こどもたちの読書活動の推進に取り組みました。

基本方針Ⅲ

生涯を通した健康づくり、元気で活力のあるまちづくりのためのスポーツの振興に取り組みます

〔スポーツを通したまちづくり〕

◆本市の魅力を発信し、まちの活性化につながるスポーツイベントの推進

§ 新たなスポーツイベントへの支援

令和 5（2023）年度から奥武蔵トレイルランニング協会の主催のもと、「奥武蔵ロングトレイル 105K/35K/20K」が開催され、また、令和 6（2024）年度からは飯能フィールドスポーツ協会の主催により、「アーバンスポーツエキシビション」が開催されました。これらのスポーツイベントは、民間団体ならではの知見や本市の自然などを活かし企画・運営されたもので、「地域の賑わいの創出」や「こどもや若者のスポーツ参加促進」の機会につながることから、教育委員会では事業後援を行うとともに、イベントの開催に向けて市民への周知などについて支援しました。

◆競技力向上による地域スポーツの振興

§ 「ホッケーのまち飯能」の推進

阿須運動公園ホッケー場の改修により、令和 5（2023）年度においては、人工芝の劣化等により開催できなかった「特別国民体育大会関東ブロック大会」、「第 42 回関東高等学校選抜ホッケー大会」や「高円宮杯ホッケー日本リーグ」などの大会を実施することができました。

4 第3期計画における数値目標の達成状況

第3期計画に掲げた数値目標の達成状況は次の通りです。

基本方針Ⅰ

学びの共同体が創る「21世紀型の学校」を目指し、一人の漏れも無く質の高い学びを保障する「学びの改革」に挑戦します

項目	前回値 (令和元年度)	令和6年度末	
		目標値	実績値
「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合	小学生 82.8% 中学生 77.2%	小学生 90% 中学生 85%	小学生 88.6% 中学生 78.7%
「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」と回答した児童生徒の割合	小学生 78.3% 中学生 73.3%	小学生 85% 中学生 80%	小学生 71.9% 中学生 65.7% ※令和4年度実績
「話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができている」と回答した児童生徒の割合	小学生 74.8% 中学生 77.2%	小学生 80% 中学生 85%	小学生 86.4% 中学生 84.3%
家庭教育学級参加者数	303人	363人	291人

基本方針Ⅱ

生涯にわたる学びの機会を充実させ、学びの成果を地域に還元できる人を育み、活力ある地域づくりを推進します

項目	前回値 (令和元年度)	令和6年度末	
		目標値	実績値
「放課後子ども教室」の延べ参加者数	635人/16回	1,200人/34回	1,152人/49回
公開講座参加者数	3,430人	3,600人	529人
出前講座開催件数	110件	120件	61件
発掘調査報告書刊行済調査地点数	221箇所	270箇所	274箇所
公民館主催事業	319事業	331事業	264事業
公民館主催事業参加者数	14,302人	14,422人	14,444人
図書館有効登録者数	11,644人	13,000人	10,841人
市民1人あたりの貸出数	5.22冊	5.80冊	4.68冊
ホームページの地域情報関係記事閲覧数	2,568件	3,000件	738件
博物館の収蔵資料整理済点数	64,510点	67,000点	73,236点
デジタルアーカイブでの収蔵資料公開点数	0点	700点	469点
ICTを使った学校との連携事業数	0事業	5事業	4事業

基本方針Ⅲ

生涯を通じた健康づくり、元気で活力のあるまちづくりのためのスポーツの振興に取り組みます

項目	前回値 (令和元年度)	令和6年度末	
		目標値	実績値
市民健康ウォーキング事業参加者数	626人	2,000人	731人
飯能新緑ツアーデーマーチ参加者数	19,537人	20,000人	11,083人
スポーツ施設利用者数	257,246人	295,000人	244,602人
学校体育施設開放事業における利用人数	120,010人	125,000人	91,948人

5 教育を取りまく社会の動向

(1) VUCA ブーカ（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）の時代

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。その要因としては自然災害の激甚化・頻発化など地球規模の気候変動、国際情勢や世界経済の不安定化、そしてグローバル化の急速な進展、AI や IoT などのデジタル技術の革新と、それによる社会構造の変化などがあげられ、これらの要因が複雑に絡み合い、私たちの生活に大きな影響を与えています。

(2) 教育的ニーズの多様化・複雑化

現代社会において、子どもたちが直面する課題はますます多様化・複雑化しており、それに伴い教育的ニーズも大きく変化しています。

はじめに、不登校の増加や特別支援教育を必要とするこどもの増加により、個別の学習支援やケアの重要性が高まっています。また、LGBTQ、ヤングケアラー、貧困など、こどもが抱える困難は多岐にわたり、教育現場では一人一人の背景に寄り添った対応がより一層求められています。

さらに、いじめや SNS 上のトラブルの深刻化により、学校や家庭だけでなく、地域社会全体での支援体制の構築が急務となっているほか、AI の普及による教育のデジタル化、フェイクニュースの拡がりに対応する情報リテラシー教育など、教育の在り方そのものが大きく問われています。

また、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、家庭での教育が難しくなるケースも多く、地域コミュニティのつながりや支え合いの希薄化が、子どもたちの育ちに影響を与えています。

一方で、ウェルビーイングの向上が教育の新たな目標として注目されており、子どもたちの心身の健康や自己肯定感、幸福感を重視した教育が求められています。このような背景のもと、子どもたちが主体的に学習に参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考えを統一し自らの理解を深める「学び合い」を進めていく必要があります。

加えて、いまや人生 100 年時代ともいわれる長寿社会を迎えており、生涯にわたって学びを継続し、自らの知識を深め、能力を高めていける学びへのニーズが高まっています。

(3) 人口減少、少子高齢化の進行

人口減少と少子高齢化の進行は、経済規模の縮小、労働力不足、社会保障制度や財政の危機などをもたらし、教育分野にも深刻な影響を及ぼしています。

学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立や社会性などの基本的資質を養い、学ぶ場所であり、ある程度の規模、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨するなどにより社会性を身につけていくことが重要ですが、本市においても、こどもの数が減少する中、学校や学級の規模は縮小傾向にあります。また、地域や学校間で児童生徒数に偏りが生じており、市街地と山間地域との間で教育の機会の均等性が問われる状況となっています。

そのため、地域との連携を図りつつ教育環境の整備を着実に進めることが急務となっており、持続可能性を高める学校施設の再配置や集約化と、地域の実情に応じた学習環境の確保の両立が求められています。

6 今後取り組むべき課題

(1) 予測困難な未来を切り拓く資質・能力の育成

現代社会は、急速な変化と不確実性に満ちた環境の中であり、子どもたちが将来直面する課題は予測困難なものとなっています。こうした未来を主体的に切り拓いていくためには、単なる知識の習得にとどまらず、課題解決能力、創造力や柔軟な思考力といった資質・能力の育成が不可欠です。

そのための教育として、ICT(情報通信技術)機器の効果的な活用が重要視されており、本市の学校教育の優れた成果である飯能市 GIGA スクールを一層推進することによって、創造的、探究的、協働的な学びを深めていくことが求められています。

また、子どもたちが安心して学べる環境づくりも必要で、安全で快適な学校施設の整備の充実が求められています。

さらに、グローバル化が進む中で、平和への意識を育む教育も重要な柱となっています。多様な価値観を尊重し、共生社会の実現に向けた人間性を涵養することにより、子どもたちが未来に向かって力強く歩み出すための基盤を築いていくことが求められています。

(2) 一人一人を大切にする教育の推進

一人一人の多様なウェルビーイングを実現するため、誰一人取り残されず、全てのこどもの個性や可能性を尊重し、誰もが安心して学び、成長できる教育が求められています。そのため、こどもの能力や可能性を最大限に引き出す教育を目指し、教員の専門性向上や支援員の適正な配置を通じて教育の質の向上を図るとともに、福祉・保健・医療などの関連分野との連携を強化し、教育相談の充実や不登校対応スペースの整備、こどもの居場所づくりにも力を入れていく必要があります。

また、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育や人権教育の推進により、全てのこどもが尊重され、共に学び合える環境づくりを進めていく必要があります。

子どもたちの得意分野を伸ばし、一人一人に最適な学びを実現するため、学校・家庭・地域・企業などが連携し、質の高い多様な学びの機会や安心して過ごせる居場所を提供していくことが求められています。特に、市街地や山間地域といった多様な地域性を有する本市では、身近な自然や歴史、文化からなる飯能地域遺産を活かした教育の展開を通じて、地域とともに育つ教育を進めていくことが大切です。

(3) 人口減少下における学びの場や質の維持の必要性

少子化と人口減少が進行する中、学びの場とその質をいかに維持・向上させていくかが、地域社会にとって重要な課題となっています。本市では、こうした状況に対応するため、小規模特認校の指定など、地域の実情に即した教育施策を推進してきました。

今後とも、地域との連携を図りながら学校施設の再配置や集約化、複合化などを進めることで、限られた教育資源を有効に活用し、質が高く持続可能な学びの場を確保していくことが求められています。特に小規模校においては、その良さを活かしながら教育の質を維持することが重要であり、小中連携による教育の一体化も視野に入れた取組を進めていく必要があります。

学びの場の維持については、学校施設の老朽化や利用状況に応じた適正な整備・維持管理を行い、安全で快適な学習環境の確保に努める必要があります。

また、学びの質の維持については、教員の確保と育成を図るため、教職員の働き方改革を推進し、教育現場の安定と充実を図る必要があります。

さらに、人生 100 年時代を迎えた生涯学習の視点から、こどもから高齢者までが学び続け、地域で活躍できる環境の整備も進められています。身近な自然や歴史・文化からなる飯能地域遺産を活かした特色ある教育の推進を通じて、生涯にわたって地域とともに学び育つ地域社会の形成が期待されています。

第 2 章 基本理念及び基本方針

(第 3 次飯能市教育大綱)

1 基本理念

本市の教育行政を進める基本的な考え方となる基本理念は、「第2次大綱」及び「第3期計画」の「新たな時代を 豊かな学びで創る 飯能教育」を継承しつつ、「第3次大綱」及び「第4期計画」を象徴する理念として、「未来の笑顔へつなげる ひとづくり・つながりづくり」を掲げます。

新たな時代を 豊かな学びで創る 飯能教育 未来の笑顔へつなげる ひとづくり・つながりづくり

■新たな時代を 豊かな学びで創る 飯能教育

新たな時代に向け、先人たちの築いてきた英知を基礎としながら、様々な課題に果敢に挑戦し、豊かな学びを通して新たな価値を創造する飯能教育に取り組みます。

豊かな学びとは、「何を学ぶか」だけではなく、何かができるようになるために、「どのように学ぶか」という視点が重要です。獲得した知識の量や得点だけではなく、生涯を通じた多様な学びの経験と、その質が評価される学びです。そのために生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスの最大化を目指し、「いつでも、どこでも、だれでも」、主体的・積極的に参画できる学習の機会を創出します。

■未来の笑顔へつなげる ひとづくり・つながりづくり

学校教育の分野においては、新たな時代を切り拓くとともに、持続可能な社会を構築していこうとする姿勢を育むため、いわゆる知識詰め込み型の学習から脱却した「21世紀型の学校」を目指し、「主体的・対話的で深い学び」を定着させます。その中で、飯能市 GIGA スクールを最大限に活用し、こどもたち一人一人の得意な分野を伸ばしながら、創造性と豊かな心を育む教育を実現します。

生涯学習の分野においては、人生100年時代を迎え、それぞれのライフステージに対応して個人が学びたいと考えたときに、学びの場につなげることができる環境の整備を進めます。また、人生100年時代を健康で元気に過ごすためには、ライフステージに応じて多様なスポーツに親しめることが大切です。今後とも、本市の身近な自然を活かしながら誰もが楽しめるスポーツの普及に取り組むとともに、「ホッケーのまち飯能」としての知名度を高めるなど、スポーツを通じたまちづくりを進めます。

なお、本市は市街地や農村地域、山間地域など多様な地域特性を有しており、地域独自の歴史的・自然的・文化的価値を持つ文化財や景観、自然環境が豊かなまちとなっています。各地域に所在する歴史・文化遺産をその地域の市民が認知し、学ぶことによって地域のアイデンティティーが育まれるよう、飯能地域遺産の活用を進めます。

さらに、学校・家庭・地域の連携・協働により、こどもたちのみならず、地域に暮らす全ての人が学びを深めて成長し、世代を超えて人と自然、人と人がつながり、やがて未来の笑顔へとつながる地域を生み出すことを目指します。

2 基本方針

基本方針Ⅰ 「21世紀型の学校」を目指し、一人の漏れも無く質の高い学びを保障する「学びの改革」に取り組みます

21世紀に入って20数年が経ち、これまで誰も経験したことのないことがいつどこで起こるかわからない「VUCAの時代」を迎えています。10年後の社会がどのように変化していても、社会のつくり手として生き抜く力を育成する「21世紀型の学校」を目指します。

基本方針Ⅱ 生涯にわたる学びの機会を充実させ、学びの成果を地域に還元できる人を育み、活力ある地域づくりを推進します

こどもから高齢者まで、全ての市民が学び続けられる環境を整備し、学びの成果を地域社会に活かすとともに、学びを通じて人と人がつながり、活力と文化が育まれる地域づくりを推進します。

基本方針Ⅲ 生涯を通じた健康づくり、元気で活力のあるまちづくりのためのスポーツの振興に取り組みます

人生100年時代を迎え、市民一人一人の生涯にわたる健康の保持増進と、スポーツを通じた地域の活性化を目指し、競技スポーツと生涯スポーツの両面から、誰もがスポーツに親しめる環境整備を推進します。

基本方針Ⅳ 学校・家庭・地域の連携を深め、つながりの中で共に学び成長できる環境を整備します

学校教育（基本方針Ⅰ）、生涯学習（基本方針Ⅱ）、スポーツ（基本方針Ⅲ）の各分野において、近年、家庭・地域との協働による取組が重要性を増しています。

こどもたちが変化の激しい状況を生き抜く力を培うため、学校・家庭のみならず地域全体でこどもたちを育てていく環境を整備します。

また、公民館、図書館、博物館において、市民のボランティア等の参画・協働により、人と自然、人と人がつながる拠点としての機能を強化します。

3 施策の体系

基本方針Ⅰ 「21世紀型の学校」を目指し、一人の漏れも無く質の高い学びを保障する「学びの改革」に取り組みます

施策1 学びの改革の推進 (P.22)

施策2 豊かな心と健やかな体の育成 (P.27)

施策3 多様なニーズに対応した教育の推進 (P.32)

施策4 市民に信頼される力のある教職員の育成 (P.36)

施策5 質の高い学校教育を推進するための環境の充実 (P.39)

基本方針Ⅱ 生涯にわたる学びの機会を充実させ、学びの成果を地域に還元できる人を育み、活力ある地域づくりを推進します

施策6 生涯学習の推進 (P.42)

施策7 文化芸術活動の充実 (P.47)

施策8 飯能地域遺産の保存・活用 (P.49)

基本方針Ⅲ 生涯を通じた健康づくり、元気で活力のあるまちづくりのためのスポーツの振興に取り組みます

施策9 スポーツ・レクリエーション活動の推進 (P.53)

施策10 スポーツ施設の安全な管理運営 (P.55)

施策11 スポーツを通じたまちづくりの推進 (P.57)

基本方針Ⅳ 学校・家庭・地域の連携を深め、つながりの中で共に学び成長できる環境を整備します

施策12 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進 (P.60)

施策13 地域との連携・協働に基づく学習環境の整備 (P.64)

第3章 基本方針に基づく施策の展開

(第4期飯能市教育振興基本計画)

基本方針Ⅰ

「21世紀型の学校」を目指し、一人の漏れも無く質の高い学びを保障する「学びの改革」に取り組みます

施策1 学びの改革の推進

現状と課題

将来の予測が困難な時代の中で、一人一人の豊かで幸せな人生と持続的に発展する社会の実現のためには、社会への主体的な関わりや多様な人々との交流を通じて新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力を持った人材を育てることが求められています。

そのため、答えが一つに定まらない課題に対して、自ら問題や解決策を見いだしていく思考力・判断力・表現力や、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを発達段階に応じて育成していくことが必要です。

そのため本市では、児童生徒が主体的に学習に参加し、互いの声を聴き合い、関わり合う中で、自らの理解を深めたり、知識や技能を身につけたりする「学び合い」に取り組むなど、授業の改善を推進しています。

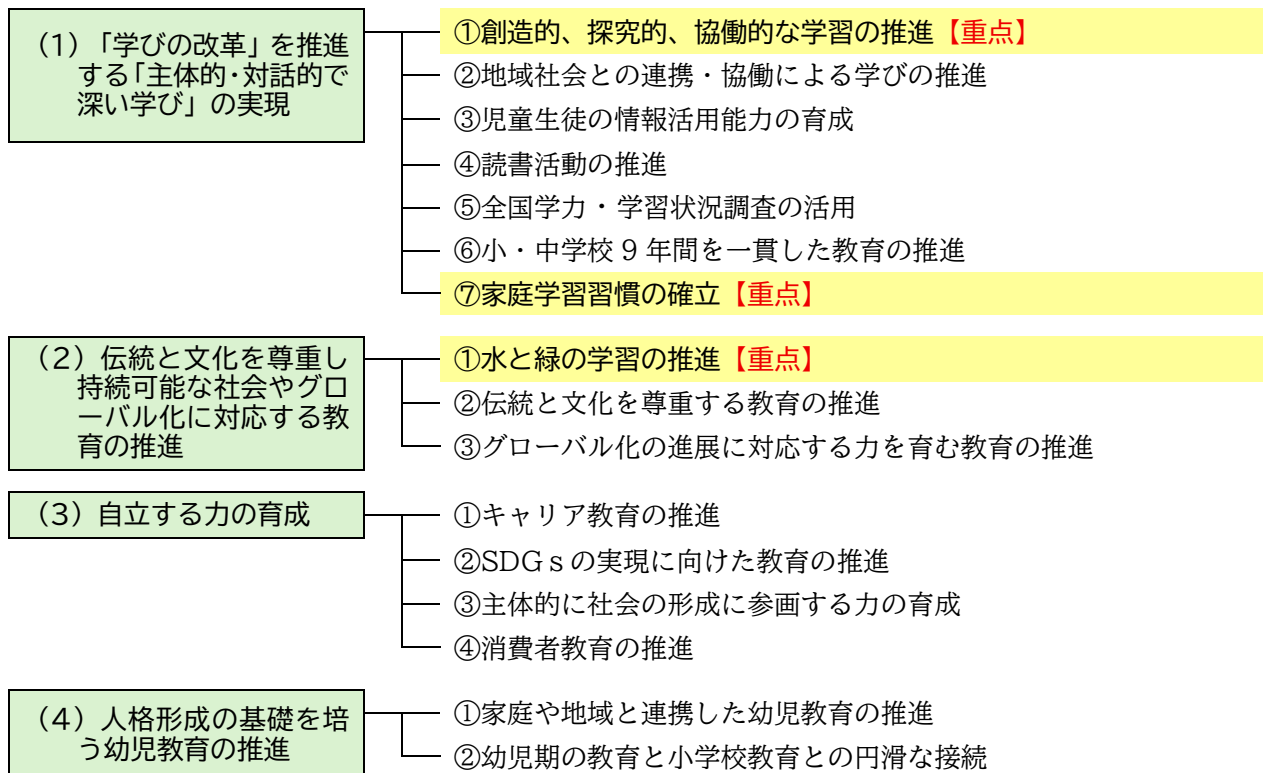
施策の方向性

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現により、学習習慣の確立を図り、学びの改革を推進します。
- 飯能市の特色である水と緑の学習や、伝統と文化を尊重し、グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進します。
- 働くことへの意欲を高める職場体験活動などを推進するとともに、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。
- 家庭や地域と連携・協力した幼児教育を推進するとともに、こどもの発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育の充実を図ります。

施策の体系

〔取組名〕

〔事業名〕



具体的な取組

(1) 「学びの改革」を推進する「主体的・対話的で深い学び」の実現

①創造的、探究的、協働的な学習の推進 **【重点】**

○本市の「学びの改革」は、創造的、探究的、協働的な学びによって、誰一人子どもを孤立させず、学びの尊厳を重視し、子どもを信頼し尊敬する学習、質の高い学びを全ての児童生徒に保障します。また、この「学びの改革」は教職員の絶え間ない学校研究（授業研究）の努力により支えます。

【数値目標】

項目	現況値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度)
本市が目指す、誰一人子どもを孤立させず、質の高い創造的、探究的、協働的な学びに取り組んだ教員の割合 (出典：教員アンケート)	98.1%	100%

②地域社会との連携・協働による学びの推進

○各学校に学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域が対等な立場でそれぞれが「当事者」となって、地域とともにある特色ある学校づくりを進めます。

○学校の学校運営協議会が、こどもや学校が抱える課題の解決や、未来を担うこどもたちを地域でどのように育てるかということなどを協議し、学校運営に参画します。

③児童生徒の情報活用能力の育成

○学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するため、ICTを活用した学習活動の充実を図るとともに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計、生成AIの活用等に関する指導の充実を図ります。

○全ての教員がICTを効果的に活用した実践的な指導ができるよう、指導力向上のための研修の充実を図ります。

④読書活動の推進

○家庭、図書館等と連携し、こどもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。

⑤全国学力・学習状況調査の活用

○全国学力・学習状況調査を実施し、その結果から児童生徒一人一人の学習状況及び学校全体の課題を把握するとともに、授業改善に役立てます。

⑥小・中学校9年間を一貫した教育の推進

○教育方針や学び方、生徒指導方針など、中学校区ごとに共有し、学校課題の解決に取り組みます。

○学習規律等について小・中学校間で情報交換や、相互に乗り入れ授業を行うことにより、小・中学校間の円滑な接続ができるようにします。

⑦家庭学習習慣の確立 **【重点】**

○家庭と連携、協力し、児童生徒に家庭学習習慣を身に付けさせます。

○学習用タブレットを活用し、家庭学習の充実を図ります。

【数値目標】

項目	現況値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度)
家庭における学習習慣がある児童生徒の割合(小学5年生1時間以上、中学2年生2時間以上、学習塾を含む) (出典:全国学力・学習状況調査)	小学生 45.8% 中学生 35.6%	小学生 70.0% 中学生 60.0%

(2) 伝統と文化を尊重し持続可能な社会やグローバル化に対応する教育の推進

①水と緑の学習の推進 **【重点】**

○本市の豊かな森林、清流をフィールドに、本物の自然に触れる楽しさと、森林の良さを味わう活動を充実させます。

○本物の自然に触れる活動とともに、林相の違いによる自然環境への影響や、上流域に居住する者の責任、上流域に居住する住民と下流域に居住する住民との交流の必要性

などについても考えることにより、長期的視点に立って本市の森林や清流に関わって
いこうとする実践的態度を育成します。

【数値目標】

項 目	現況値 (令和 6 年度末)	目標値 (令和 12 年度)
本市の森林（西川材）や清流を授業に活用した割合 (出典：教員アンケート)	50.3% 小学校・森林のみ	70%

②伝統と文化を尊重する教育の推進

- 社会科副読本や「わたしの誇るふるさと飯能」（第1集・第2集）等を活用し、郷土の
人材や歴史、文化などから学び、郷土への愛着と誇りを育む教育を進めます。
- 市民学芸員による社会科「昔の人々の暮らし」の学習等、博物館と連携した教育活動
を行います。

③グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進

- 国際感覚を育成するために、学級活動や総合的な学習の時間の中で、国際理解教育を
推進します。
- 外国語を活用する体験を通じて、外国語学習への意欲向上を図るとともに、多国籍の
講師との交流を通じて異文化を体感し、国際的な視野や多様な価値観を受容できる力
を育みます。
- 外国語指導助手（AET）に加え、英語専科教員の計画的配置により、小学校における
外国語活動及び外国語科授業の一層の充実を図ります。
- 学習指導要領に基づき、小・中学校の円滑な接続を意識した外国語教育を推進します。

(3) 自立する力の育成

①キャリア教育の推進

- 児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を小学校段階から進めます。
- 中学生の職場体験活動等を進めます。
- 一人一人のキャリアパスポートを作成し、小学校から中学校にかけてのキャリア教育
に係る学習記録を蓄積し、自己のキャリア形成に活かします。

②SDG s の実現に向けた教育の推進

- 地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え行動することが
できる力を育むため、SDG s の実現に向けた教育を推進します。

③主体的に社会の形成に参画する力の育成

- 様々な課題を自分事として捉え、その解決に向けて意見を表明する活動を通して、こ
どもの主体性を育む教育を推進します。

○政治に参加するための自覚を育成するとともに、納税やボランティアなどに対する積極的な態度やより良い社会を実現していく上で主権者として必要なことを多面的・多角的に考え、課題を主体的に解決しようとする姿勢を育成するため、主権者教育を推進します。

④消費者教育の推進

○一人一人が消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるようにするため、外部講師を活用した授業や教材の活用などを行い、消費者教育を推進します。

(4) 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

①家庭や地域と連携した幼児教育の推進

- 家庭や地域と連携、協力し、生きる力の基礎を育む幼児教育を進めます。
- 地域の特色や豊かな自然を活かし、体験活動を通した幼児教育を進めます。

②幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続

○小学校への円滑な接続を図るため、教職員同士の交流や園児と児童との交流活動を推進します。



飯能市の創造的・探学的・協働的な学び

施策 2 豊かな心と健やかな体の育成

現状と課題

社会の多様化が進む中、一人一人が多様な他者を理解・尊重し、互いに認め合い支え合うことが、誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現につながります。

他者を価値のある存在として尊重する豊かな人間性と、他者との対話や協働を通じて知識や考えを共有し、新しい解や納得解を生み出す社会性を育てていくことが求められます。

「全国学力・学習状況調査」における質問紙調査の結果では、「毎日同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合」が令和元（2019）年度以降減少しています。

また、本市のこどもたちの体力も、小学生、中学生のそれぞれにおいて、低下傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、生活習慣の変化や学校における体育的行事を含めた体力向上に対する取組が減少したことなどが要因の一つと考えられます。

学校・家庭・地域が連携して、こどもたちの生活リズムを整えるなど、こどもたちの健康づくりに取り組んでいくことや生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、学校での授業や体育的行事、部活動などの体育的活動や地域のスポーツ活動の充実を図り、こどもたちに運動習慣が身に付くようにすることが大切です。

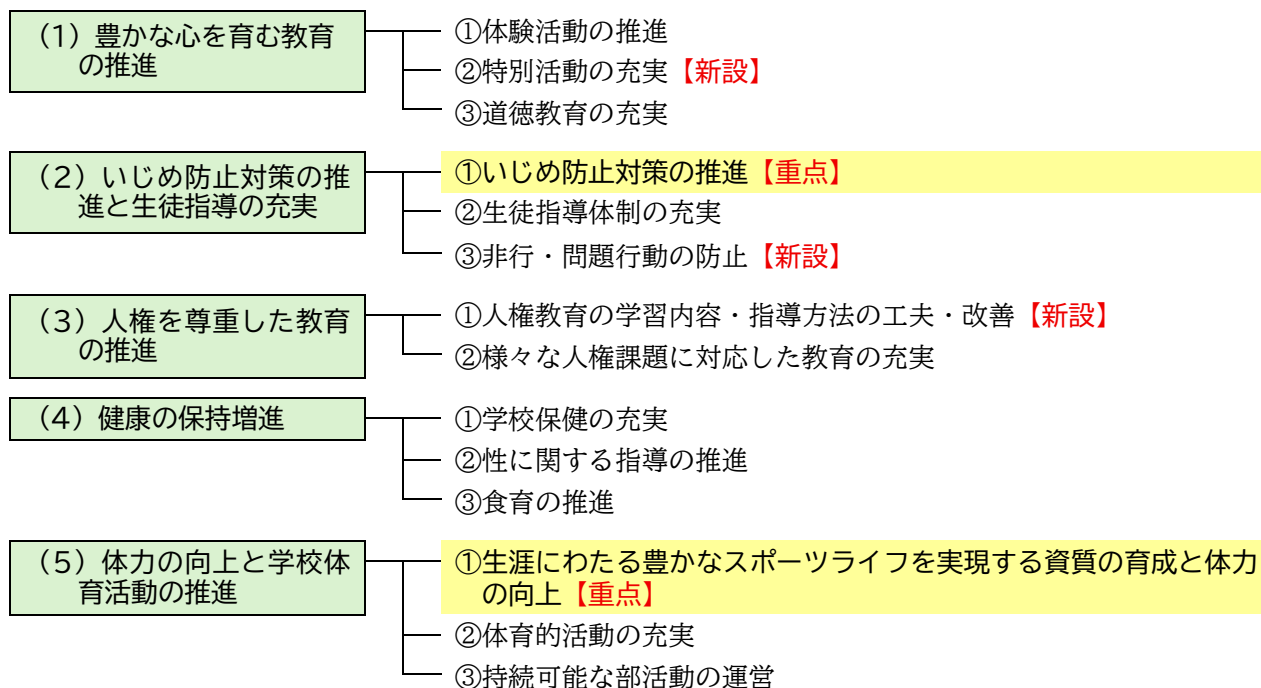
施策の方向性

- 体験活動や特別活動・道徳教育などを充実させ、豊かな心を育む教育を推進します。
- いじめ・非行・問題行動等に対して組織的な対応の充実を図るとともに、発達支持的生徒指導を推進します。
- 様々な人権課題に対応し、豊かな人権感覚を育成します。
- 時代の変化とともに生じる課題へ対応し、こどもの基本的な生活習慣の確立を推進します。
- 豊かなスポーツライフの基礎を築くため、体育的活動の内容や指導方法の充実を図ります。

施策の体系

〔取組名〕

〔事業名〕



具体的な取組

(1) 豊かな心を育む教育の推進

①体験活動の推進

- 教室に留まらず、本市の豊かな自然環境の中で体験的な学習を進めます。
- 勤労体験、生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、発達段階に応じた様々な体験活動を進めます。

②特別活動の充実【新設】

- 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養います。
- 教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒に対する理解を深め、学級経営の充実を図ります。

③道徳教育の充実

- 道徳科の授業を中心に、全教育活動において道徳教育を推進します。
- 教材としっかり向き合うことにより葛藤を味わい、話し合うことで更なる葛藤を味わえるような、「考え、議論する道徳」授業を行います。
- 「彩の国の道徳」（学校用・家庭用）を活用し、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を推進します。

(2) いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

①いじめ防止対策の推進 **【重点】**

- 飯能市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。
- 児童生徒の心に寄り添うとともに、定期的ないじめアンケート等を行うことにより、いじめの早期発見と早期対応に努めます。
- 人権感覚を育成するために、参加体験型学習の「人権感覚育成プログラム」を取り入れます。
- インターネットトラブルから子どもを守るため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、サイトの監視活動や保護者・児童生徒への啓発、児童生徒自身によるインターネット利用に関するルールづくり活動等の推進に取り組みます。

【数値目標】

項 目	現況値 (令和 6 年度末)	目標値 (令和 12 年度)
いじめに関するアンケートを年 3 回以上実施した学校の数 (出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	19 校	19 校

②生徒指導体制の充実

- 学校や教職員は、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、また、その課程を支えていくという視点に立った発達支持的生徒指導を推進します。

③非行・問題行動の防止 **【新設】**

- 非行・問題行動の防止に対して、警察等と相互に連携して取り組むため、日常的に情報共有する体制の強化を図ります。
- 非行防止教室や薬物乱用防止教室の充実を図るとともに、保護者の参加を促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。
- 心の不調に早期に気づく力や SOS の出し方等に関する教材の活用など、学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に取り組むことで、児童生徒の自殺予防教育を推進します。

(3) 人権を尊重した教育の推進

①人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善 **【新設】**

- 児童生徒の豊かな人権感覚を育むために、参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」の活用を推進します。
- 教職員対象の研修や学校における人権教育の実践的な研究を行い、指導方法の工夫・改善に取り組みます。

②様々な人権課題に対応した教育の充実

- 学校の教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育のほか、LGBTQ や障害のある人、外国人などへの偏見や差別、同和問題（部落差別）やインターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題など様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。

(4) 健康の保持増進

①学校保健の充実

- 学校保健計画を作成し、保健教育・保健管理の充実に取り組み、学校保健活動を推進します。
- 生活習慣の乱れが要因の一つと考えられている疾病やがんに対する正しい知識の啓発を図ります。

②性に関する指導の推進

- 児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導や生命に関する教育を推進します。
- 児童生徒が人権やジェンダー平等を尊重し、性的・社会的環境について責任ある選択ができるよう発達段階に応じた性教育を推進します。

③食育の推進

- 望ましい食習慣が身に付くようにするとともに、自ら「食」を選択する力を育成するため、学校・家庭・地域が連携し、食育の推進に取り組みます。
- 学校給食を「生きた教材」とし、地場産物の活用を推進し、「食」に対する理解・関心を高めます。

(5) 体力の向上と学校体育活動の推進

①生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成と体力の向上 **【重点】**

- 児童生徒が自分の健康や体力に関心を持ち、運動の特性を味わい・楽しめる体育の授業や体育的活動を実践することにより、主体的に運動に取り組む児童生徒を育成します。

【数値目標】

項目	現況値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度)
体力テストにおける総合得点の平均値 (出典：体力テスト)	小学生 46.0% 中学生 45.0%	小学生 50.0% 中学生 50.0%
体育や運動に進んで取り組んでいる児童生徒の割合 (出典：全国体力・運動能力習慣等調査)	小学生 59.8% 中学生 50.7%	小学生 70.0% 中学生 60.0%

②体育的活動の充実

- 体育授業だけでなく、特別活動や休み時間など、学校教育全体で取り組む体力向上を進めます。

③持続可能な部活動の運営

- 運動部活動の充実により、生徒の体力の向上と生徒同士、教員と生徒との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上と自己肯定感、責任感を醸成します。
- 生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するため、部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。
- 学校と地域との連携・協働により地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実を図り、生徒が将来にわたって多様な活動ができる環境の整備を進めます。

施策 3 多様なニーズに対応した教育の推進

現状と課題

本市では、これまでインクルーシブ教育システムの構築に向け、支援籍学習や交流学习を進めるなど、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを追求するとともに、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場の充実に取り組んできました。

今後も、教員の専門性の向上や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への指導・支援を切れ目なく行う体制の整備、障害のある子どもの自立と社会参加に向けた一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導・支援の充実に努めることが課題となっています。

本市の不登校児童生徒数は小・中学校で近年大幅に増加しており、令和5（2023）年度に初めて200人を超えました。とりわけ、小学生の増加が著しく、不登校の低年齢化の傾向が見られます。不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものであることから、未然防止を含む早期段階からの適切な支援が必要です。

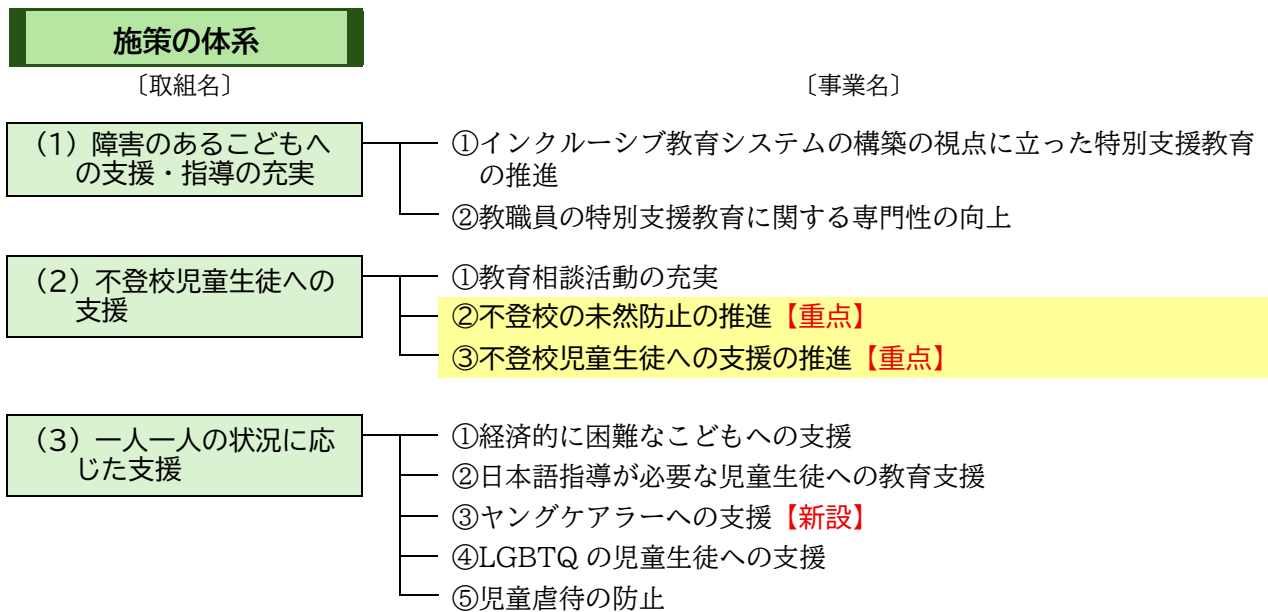
不登校児童生徒への支援においては、児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を十分に尊重した上で、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行うことが求められます。

外国人児童生徒の増加、ヤングケアラーの顕在化、性の多様性への意識の高まり、家庭を取り巻く環境の変化等により、教育をめぐるニーズは多様化しています。

このような中においても、全ての子どもたちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた支援が求められています。

施策の方向性

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への切れ目のない指導や支援体制を整備します。
- 不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向け、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりや小・中学校の円滑な接続を推進します。
- 児童生徒の抱える様々な課題にきめ細かな支援を行います。



具体的な取組

(1) 障害のある子どもへの支援・指導の充実

①インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進

○障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶための環境を整備し、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導の提供に取り組みます。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある多様な学びの場の整備を進めます。

②教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

- 一人一人の児童生徒の「教育支援プラン A・B」を充実させ、よりきめ細かな支援を行います。
- 管理職をはじめ教職員に対して、特別支援教育に関する研修や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援方法に関する研修等を実施し、指導体制を充実します。
- 教育センターが主体となって特別支援教育担当教員の育成を推進します。
- 学習用タブレットを、特別支援学級において、視覚的・感覚的な学習支援ツールとして活用します。
- 一人一人の障害に応じて、困難さを解消する学習用タブレットの活用を工夫します。

(2) 不登校児童生徒への支援

①教育相談活動の充実

- 教育センターの機能を充実させ、教職員の教育相談的手法を活かした支援を強化させるとともに、児童生徒一人一人の状況に応じた教育相談事業を行います。
- 各学校のさわやか相談員やスクールカウンセラーなどを中心に、児童生徒が困ったときにを助けることができ、また、そのSOSに対応できる体制を確立します。

②不登校の未然防止の推進 **【重点】**

- 不登校の未然防止を図るため、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進するとともに、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開します。

【数値目標】

項 目	現況値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度)
学校に行くことが「楽しい」と感じている児童生徒の割合 (出典：全国学力・学習状況調査)	小学生 86.8% 中学生 82.7%	小学生 90.0% 中学生 90.0%

※こども支援課による

③不登校児童生徒への支援の推進 **【重点】**

- 適応指導教室など不登校児童生徒の多様な教育機会の確保を推進します。
- 学習用タブレットを活用し、授業の様子（板書写真など）や家庭学習用の課題を送信するなど、不登校児童生徒の学習機会の確保に努めます。
- チーム学校で児童生徒の社会的自立への自信を高める取組の実施に努めます。

【数値目標】

項 目	現況値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度)
教育機会の確保ができていない不登校児童生徒の割合 (出典：生徒指導に関する調査)	—	小学生 90.0% 中学生 90.0%
学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の割合 (出典：児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	小学生 76.0% 中学生 69.0%	小学生 85.0% 中学生 80.0%

(3) 一人一人の状況に応じた支援

①経済的に困難な子どもへの支援

- 経済的な理由により学用品の購入や給食費の支払いが困難な保護者に対し、引き続き就学援助を実施します。
- 学校を通じて就学援助制度の案内を配布するなど周知を広く行い、本制度を必要としている保護者に対し漏れのない対応を進めます。
- 修学困難者に対する奨学金制度の周知、活用を進めます。
- 奨学金の返還方法の利便性を高めるとともに、制度の公平性の観点から返還金の未納対策を強化します。

②日本語指導が必要な児童生徒への教育支援

- 帰国児童生徒、外国籍児童生徒などが学校生活へ円滑に適應できるよう、日本語指導を行うための教員等の配置や日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。

③ヤングケアラーへの支援【新設】

- 児童生徒及び教職員等を対象とした講演会や研修を実施するなど、ヤングケアラーに関する理解の促進を図ります。
- 学校において把握したヤングケアラーを適切に支援につなげるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、支援に必要な情報の共有など福祉関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実を図ります。

④LGBTQの児童生徒への支援

- 児童生徒の発達段階に応じた性の多様性に係る教育を行うとともに、教職員等を対象とした研修を実施し、性の多様性の尊重についての正しい理解を深めます。
- 学校における様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めます。

⑤児童虐待の防止

- 児童虐待から子どもを守るため、学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員などを対象とした研修の充実を図り、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。

施策 4 市民に信頼される力のある教職員の育成

現状と課題

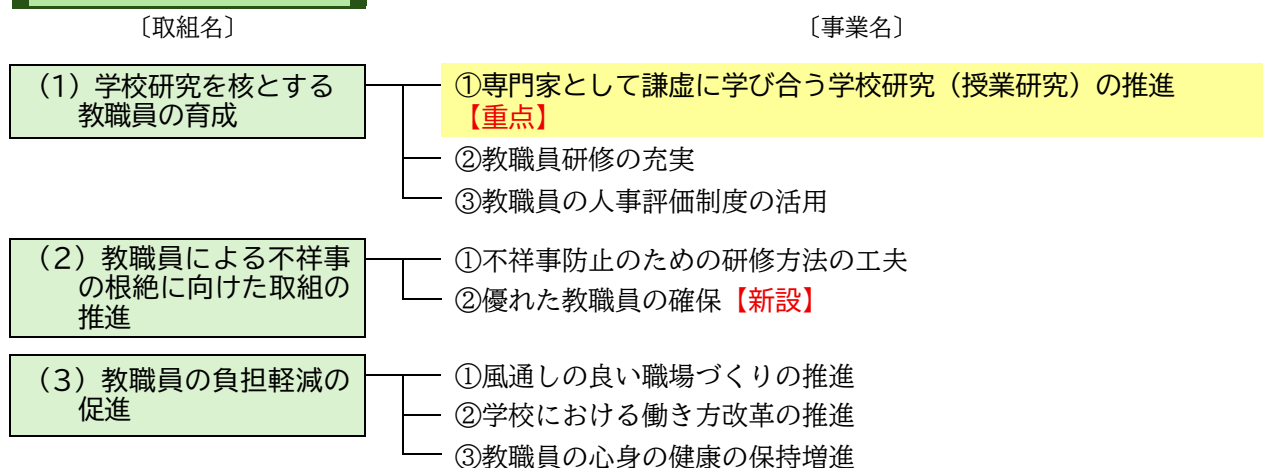
近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や既卒の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加、教職員の長時間勤務による負担の大きさ等を背景に、教員採用選考試験の志願者数の減少や未配置・未補充などの教員不足の課題が生じています。

次代を担う児童生徒一人一人を認め、育むためには、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。教職員の人事評価制度を活用して、公正な人事管理や資質・能力の向上に取り組み、教職員の心や身体の健康の保持増進を図るなど、より一層、教職員を支援していくことが必要です。

施策の方向性

- 一人一授業研究に取り組み、謙虚に学び合う学校研究（授業研究）を推進します。
- 教育への情熱を持った優れた教職員を確保します。
- 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど、教職員を支援するための取組を進めます。

施策の体系



具体的な取組

(1) 学校研究を核とする教職員の育成

① 専門家として謙虚に学び合う学校研究（授業研究）の推進 **【重点】**

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、教職員がお互いの実践から謙虚に学び合う、授業研究を中心とする学校研究を推進します。
- 「教える」専門家から、こどもの学ぶ姿から自らの実践を省察する「学び」の専門家としての教職員を育てます。
- 学校研究（授業研究）を通し、公共空間である学校を地域に開き、同じく公共空間である教室を同僚に開く、開かれた学校づくりを進めます。
- 全ての教員が1年に1回以上授業を同僚に公開する学校研究（授業研究）を、教職員の育成の中心とします。
- 中学校における学校研究（授業研究）は、教科の違いを超えて、互いの実践から学び合います。

【数値目標】

項目	現況値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度)
学校研究（授業研究）に取り組んだ教員の割合 (出典：教員アンケート)	93.7%	100%

② 教職員研修の充実

- 指導力、教育相談の技術の向上などを目指し、教職員のキャリア段階に応じた、学校研究を補完する総合的、体系的で実践的な研修を行います。

③ 教職員の人事評価制度の活用

- 教職員の人事評価結果を人材育成や任用などの人事管理へ適切に活用します。

(2) 教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進

① 不祥事防止のための研修方法の工夫

- 不祥事防止研修プログラムを活用した研修を定期的、継続的に実施し、教職員の倫理観の向上を図ります。
- 実際に起こった不祥事を基にした研修を計画、実施し、不祥事防止につなげます。

② 優れた教職員の確保 **【新設】**

- ボランティアなどを積極的に受け入れるとともに、大学などと連携し、優れた教員の確保に努めます。

(3) 教職員の負担軽減の促進

①風通しの良い職場づくりの推進

- 質の高い教育を保障するために、風通しのよい職場づくりを進めます。
- 労働安全衛生法に基づき、衛生推進委員を校務分掌に位置付け、具体的な業務改善に取り組みます。

②学校における働き方改革の推進

- 校務支援システムを活用して教職員の出退勤管理を行うことにより、教職員の意識改革を図りながら、働き方改革を推進します。
- 校務支援システムや学習用タブレットの活用、オンライン研修・会議の実施などにより、ICT化を進め、業務改善を推進します。
- 教育課程の見直しや出張や出張研修の精選により、教職員の負担軽減を図ります。
- 教職員のワーク・ライフ・バランス等に関する研修の充実を図ります。また、「ふれあいデー」、「ノー部活デー」、「学校閉庁日」、「定時退勤推奨ウィーク」、「退校時間」の設定などによる教職員の意識改革と活力向上を、保護者・地域の理解と協力を得ながら推進します。

③教職員の心身の健康の保持増進

- 健康診断や健康相談、悩みを抱える教職員に対する面接相談、ストレスチェックなどを実施することにより、教職員の心身の健康の保持増進に取り組みます。



授業改善に向けた教職員の研修の様子

施策 5 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

現状と課題

校舎、屋内運動場の耐震化は完了しましたが、学校施設の多くは建設から30年以上経過し、老朽化に伴う修繕等の維持管理費が増大しています。今後、計画的な改修、更新が課題となっています。市全体では少子高齢化の進行により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進む一方、宅地開発等で児童生徒数が増加している地域もあります。また、飯能市 GIGA スクールがスタートし、ICT 環境の整備が進んでいます。

学校は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難所ともなることから、安全性を確保することが重要です。さらに、登下校時などにおける児童生徒の安心・安全を確保するため、学校や家庭、地域、関係機関など、地域ぐるみで取り組むことが大切です。

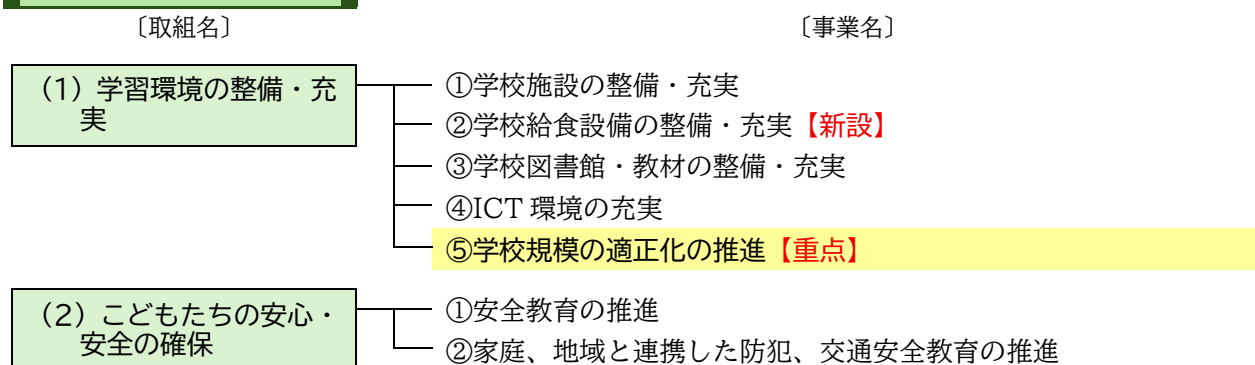
学校や通学路などにおける様々な事件、事故、災害から児童生徒を守ることや、非常時における国民保護のための対応等が強く求められています。

また、本市では学校の小規模化の進行が著しく、教育の持続可能性や多様性の維持の観点から、地域との連携を図りながら学校施設の再配置や集約化等により学校規模の適正化を推進していく必要があります。

施策の方向性

- 学校施設の機能維持を図るとともに、安全で快適な学習環境を整備します。
- 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制を整備し、児童生徒が危機を予測し回避する能力を育成します。

施策の体系



具体的な取組

(1) 学習環境の整備・充実

①学校施設の整備・充実

- 児童生徒が快適で安全に学べる環境を確保するため、施設、設備機器等の老朽化については、優先順位を見定め、状況に応じた計画的な改修、更新を行います。
- 定期的な点検を行い、校舎内外の危険箇所を把握し、適正な維持・管理に努めます。
- 大規模改修や建替え時には、学校としての機能を踏まえ、複合化を図るなどの施設の有効活用を検討します。

②学校給食設備の整備・充実【新設】

- 各小・中学校の給食室、共同調理場において、優先順位を見定め、施設、設備機器等の老朽化に対応し、必要に応じて集約化を検討します。

③学校図書館・教材の整備・充実

- 読書に親しむ児童生徒の育成のために、学校図書館の整備・充実を進めます。
- 「学びの改革」を支える、学習資料、教材資料並びに大型テレビ等のデジタル教材の整備を進めます。

④ICT 環境の充実

- 全児童生徒がいつでも活用できるように整備した学習用タブレットを更に有効に学習活用ができるよう、環境の整備と拡充に努めます。
- 学習用タブレットを、コミュニケーションツールとして活用します。
- 保守整備の充実を図り、児童生徒が学習用タブレットを安心して活用できるようにします。

⑤学校規模の適正化の推進【重点】

- 小規模校のあり方については、地域との連携を図りながら、学校運営上の課題、施設の状態や地域の実情、まちづくりの方向性などに応じて学校施設の再配置や集約化などを視野に入れ、総合的に検討を進めます。

【数値目標】

項目	現況値 (令和 6 年度末)	目標値 (令和 12 年度)
小規模校※の在り方に関する検討をしている小規模校の割合	—	100%

※学校教育法施行規則において、小・中学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とすると規定されています。本計画においては、このことを踏まえ、学級数が 11 学級以下の小・中学校を「小規模校」ということとします。

(2) こどもたちの安心・安全の確保

①安全教育の推進

- 児童生徒の安心・安全を確保するため、全ての学校で学校安全を学校経営方針に明確に位置付け、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を推進します。
- 児童生徒が、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できるよう、避難訓練等の安全教育を計画的に実施します。また、共助、公助の視点を適切に取り入れ、安心・安全な社会づくりに貢献することができる児童生徒を育成します。
- 交通安全に関する講習会などを実施し、ルールやマナーを守り、加害者にも被害者にもなることなく、安全に生活できる児童生徒を育成します。

②家庭、地域と連携した防犯、交通安全教育の推進

- 児童生徒に対する防犯・交通安全教育を関係機関と連携して進めます。
- 性暴力や交通事故等から児童生徒を守るため、家庭への普及啓発や通学路の安全点検、学校安全ボランティア活動の充実などにより、地域ぐるみの学校安全体制の整備の充実を図ります。

基本方針Ⅱ

生涯にわたる学びの機会を充実させ、学びの成果を地域に還元できる人を育み、活力ある地域づくりを推進します

施策 6 生涯学習の推進

現状と課題

本市では、これまで、市民が「いつでも、どこでも、だれでも」学び続けられる環境づくりを目指し、生涯学習の機会や体験の場を提供してきました。

人生 100 年時代を迎え、人生をより豊かなものにするために、また、変化の激しい社会において、充実した生活を送るためには、生涯にわたって学びを継続し、自らの知識を深め、能力を向上させていくことが重要になっています。

世代の要望に応じた学びの機会の創出や情報提供、さらには、生涯学習を通じた地域コミュニティの活性化が求められています。

また、障害者の生涯学習の推進に向けて、福祉関係部署等との連携を図り、当事者中心の学びの場や機会の提供、情報発信などの支援が必要です。

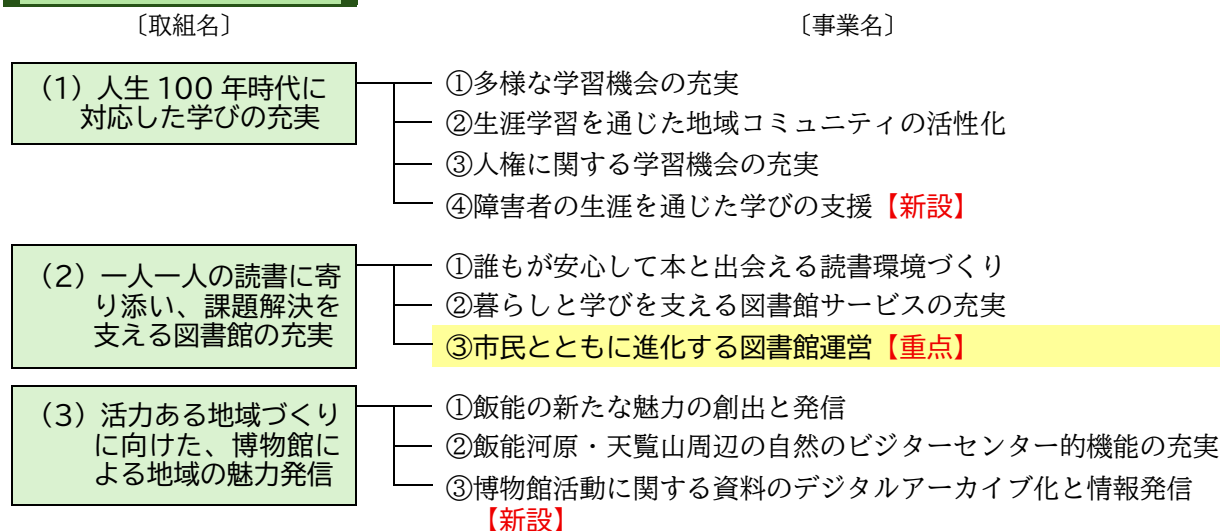
図書館は、平成 25（2013）年 7 月の新図書館開館以降、学習、文化、交流の拠点としての図書館づくりに取り組んできました。今後は、図書館利用が一層促進されるよう、市民の多様なニーズやライフスタイルの変化に的確に対応し、誰もが必要な情報や資料にアクセスできる環境を整備することが重要です。併せて、児童を含む全ての世代にとって、読書や学びを支えるサービスが継続的に提供されるよう、機能の再構築や連携体制の強化を図り、課題解決や学びを支援する図書館機能の充実を図っていく必要があります。

博物館は、平成 2（1990）年 4 月に飯能市郷土館として開館し、社会教育機関として展示、調査研究、収集保存、教育活動の 4 つをバランスよく行い、平成 12（2000）年 3 月には博物館法に基づく登録博物館となりました。令和 4（2022）年に博物館法改正による登録博物館の審査要件が変更されましたが、令和 7（2025）年 11 月に再登録され、引き続き博物館法に規定された博物館として、着実な活動を行っていくことが大切です。今後は個別施設計画に基づいて施設の老朽化などの課題にも取り組み、持続可能な活動を追求していくことが求められています。

施策の方向性

- 多様な学びのニーズに応え、市民に豊かな学びを提供できるよう、生涯学習の場の創出及び充実を図るとともに、リカレント教育のための情報を提供します。
- 人生の様々な場面で生じる課題や地域課題の解決につながる学習機会の提供や仲間とつながりながら学び合う場を創出し、充実感や達成感を味わうことで継続的な学びにつながるよう努めます。
- 障害者の生涯学習の推進を図るため、福祉関係部署との連携を図り、障害者の学びを支援します。
- 全ての世代が生涯を通じて楽しみや課題解決・生きがいづくりにつながる多様な読書活動に取り組めるよう、その環境整備に努めます。
- 博物館は、社会教育機関として展示会や教育活動を展開して人々の知的好奇心に応えていくことをしっかり果たしつつ、令和4（2022）年の博物館法改正の趣旨に基づき、博物館資料のデジタルアーカイブ化を進めるとともに、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を行い、地域の活力向上に取り組んでいきます。

施策の体系



(1) 人生 100 年時代に対応した学びの充実

①多様な学習機会の充実

- 多様な学習ニーズに対応できるように、地域、関係団体等と連携し、生涯学習の機会の場を創出するとともに、リカレント教育を支援するための情報を提供します。
- 公民館、図書館、博物館が所有する様々な情報や多様な人材を生かし、社会教育への参画を促します。
- 人生の様々な場面で生じる課題や地域課題の解決につながる学習機会の提供や仲間とつながりながら学び合う場を創出し、充実感や達成感を味わうことで継続的な学びにつなげていきます。

②生涯学習を通じた地域コミュニティの活性化

- 子どもたちが公民館活動等を通して、地域で学び、地域活動に参加することで、将来にわたり地域に愛着をもち、地域活動に関わる契機となるよう、学習支援活動等を推進します。

③人権に関する学習機会の充実

- 基本的人権の尊重の理念に基づいた社会教育を展開します。
- 多様化する人権問題について、理解を深めるための啓発活動や研修会を開催します。

④障害者の生涯を通じた学びの支援 **【新設】**

- 障害者の生涯学習の推進を図るため、福祉関係部署との連携を図り、障害者の学びを支援します。



カーレット体験（公民館）

(2) 一人一人の読書に寄り添い、課題解決を支える図書館の充実

①誰もが安心して本と出会える読書環境づくり

- 適切な設備点検や防災対策を実施するとともに、不審者や災害への備えを強化し、誰もが安心して利用できる環境と安全管理体制を整えます。
- 配本サービス等を通じて、図書館から離れた地域にも資料を届け、読書の機会を確保します。
- 大活字本・録音資料、多言語資料などを整備し、ボランティアの協力も得ながら、利用者のニーズに対応します。
- 雑誌スポンサー制度等図書館独自の財源確保を企画・継続し、市民や企業・団体からの協力を得ながら、多様な読書環境を創出します。

②暮らしと学びを支える図書館サービスの充実

- 国立国会図書館と全国の図書館が協同で構築している「レファレンス協同データベース」への事例掲載をより一層進めます。また、本市に関してよく寄せられる事柄についての調べ案内を作成し、利用者が必要な情報を自ら検索できるよう支援します。
- 医療・健康分野を中心に資料提供やテーマ棚を充実させ、地域課題の解決にもつなげます。
- 職員のスキル向上や専門研修を進め、安定的で新たなサービスにも対応できる体制を構築します。

③市民とともに進化する図書館運営 **【重点】**

- 「市民に愛され、市民とともに創り続ける図書館」の理念のもと、市立図書館友の会やボランティア団体、関係団体と連携し、図書館運営を進めます。
- 読み聞かせ等のボランティア活動を広く市民に知らせ、その内容や意義を発信することで、新たな参加者の拡大につなげます。
- 音訳者養成講座を継続し、飯能市音訳ボランティアひびきと協力して、視覚障害者など情報取得に困難を抱える方々への支援を充実させます。

【数値目標】

項目	現況値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度)
ボランティア活動実績(延べ人数)	2,274人	2,500人

(3) 活力ある地域づくりに向けた、博物館による地域の魅力発信

① 飯能の新たな魅力の創出と発信

- 資料の収集・保存及び調査研究活動により地域の新たな魅力の発見に努め、展示や教育活動などを通して人々の知的好奇心に応えていきます。
- 特別展を定期的開催し、展示図録を作成することでその成果を記録化し、飯能地域の遺産とその魅力を発信していきます。
- 飯能地域の歴史、文化についての調査研究を進め、学芸員と市民がフラットにつながり協働して地域の歴史像を紡いでいきます。
- 展示ガイドシステム「ポケット学芸員」の項目を増やし、音声による解説も加えて、来館者の展示に対する理解を支援していきます。
- こどもまんなか社会に対応してこどもの学びの場を増やし、未就学児向けのコンテンツの開発にも取り組みます。
- 興味の入口として、こどもも大人も楽しめる体験型展示の充実を図り、多世代交流も可能な、こどもの成長を支える場の創出を目指します。

② 飯能河原・天覧山周辺の自然のビクターセンター的機能の充実

- 「身近な自然」コーナーを活用し、常設の体験学習スペースを設け、地域の専門家と協働してワークショップなどを開催していきます。
- 飯能河原・天覧山周辺の自然情報の調査・収集を行い、画像や動画などによる情報発信を行うとともに、各自然分野の専門家の協力を得て、より満足度の高いレファレンス対応を目指します。

③ 博物館活動に関する資料のデジタルアーカイブ化と情報発信 **【新設】**

- 特別展以外の、図録を発行しない展示会の解説パネルなどについて、展示終了後、速やかにホームページに掲載し、過去の展示のアーカイブ化を進めます。
- 学芸員や生涯学習の機会として博物館をサポートする市民学芸員が日々の活動で調査した資料について、その成果を速やかにホームページに掲載し公開します。



特別展「レアなおふだ」

施策 7 文化芸術活動の充実

現状と課題

市民の文化芸術活動の振興を図るため、発表の場を提供するとともに、市民が主体的に文化芸術活動に取り組めるよう、文芸創作や文化芸術活動団体への支援を行ってきました。

一方、文化芸術活動団体は、それぞれの専門性を活かし、相互に連携を図りながら、多様な活動を展開し、本市の文化芸術の振興を担ってきました。

文化芸術活動により、豊かな人間性が育まれるとともに、互いに理解し尊重し合うことで、人と人との心のつながりをもたらすなど、その意義や価値は十分に認められるところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、発表の場はおろか、その活動自体が中止や休止、規模縮小を余儀なくされたうえ、活動主体は、少子高齢化や価値観の多様性などから世代交代が進まず、構成員の高齢化が一層進行し、その存続自体が難しい状況になっている団体も少なくありません。

また、障害者が文化芸術活動に親しむことができるよう、福祉関係部署等との連携を図った情報発信などが必要になっています。

施策の方向性

- 文化芸術に親しむことで、潤いある心豊かな生活を送ることができるとともに、市民自らが主体的に文化芸術活動に取り組めるよう、文化芸術活動団体を支援します。
- 活動主体が今後も文化芸術活動を継続し、各種団体同士が相互に連携を図りながら活動できるよう、新たな担い手の育成や発掘を支援します。
- また、福祉関係部署等との連携を図り、障害者の文化芸術活動を支援します。

施策の体系

〔取組名〕

〔事業名〕

(1) 文化芸術活動の充実

①市民主体による活動の支援 **【重点】**

②障害者の文化芸術活動の支援 **【新設】**

具体的な取組

(1) 文化芸術活動の充実

①市民主体による活動の支援 **【重点】**

- 文化芸術活動団体が、それぞれの専門性を活かし、相互に連携を図りながら主体的に文化芸術活動に取り組めるよう、情報提供するとともに、その活動を支援します。
- 活動主体が今後も文化芸術活動を継続し、多様な事業が展開できるよう、新たな担い手の育成や発掘を支援します。

【数値目標】

項 目	現況値 (令和 6 年度末)	目標値 (令和 12 年度)
文化芸術活動団体会員数	1,092 人	1,200 人

②障害者の文化芸術活動の支援 **【新設】**

- 障害者が、文化芸術活動に親しむことができるよう、福祉関係部署等と連携を図り、障害者の文化芸術活動を支援します。



活動団体による発表

施策 8 飯能地域遺産の保存・活用

現状と課題

我が国の文化財行政は、文化財保護法の改正によって、これまでの保存を中心としたものから保存と活用の両輪へと移行しました。本市においても、飯能地域遺産を地域の活性化や観光・商工振興に活用するという新たな視点が望まれています。

しかしながら本市は、既に少子高齢化や人口減少が進んでおり、これまで地域により守られてきた飯能地域遺産の保存継承が難しい状況となっています。特に郷土芸能については、こどもや若年層の参加が減少し、継承が難しくなっているものも見受けられます。

飯能地域遺産の保存・活用は、これまで所有者や管理者と行政がその中心を担ってきましたが、その状況も限界に近付いており、新たな枠組での保存・活用が必要となっています。

また、埋蔵文化財に関しては、現状保存や記録保存のための発掘調査に対する理解が進み、人知れず破壊される埋蔵文化財包蔵地は少なくなったものの、発掘調査成果や出土品の普及・活用に関する仕組みは十分ではありません。

さらに、埋蔵文化財保存施設の保存スペースがひっ迫しており、新たな保存スペースの確保が喫緊の課題となっています。

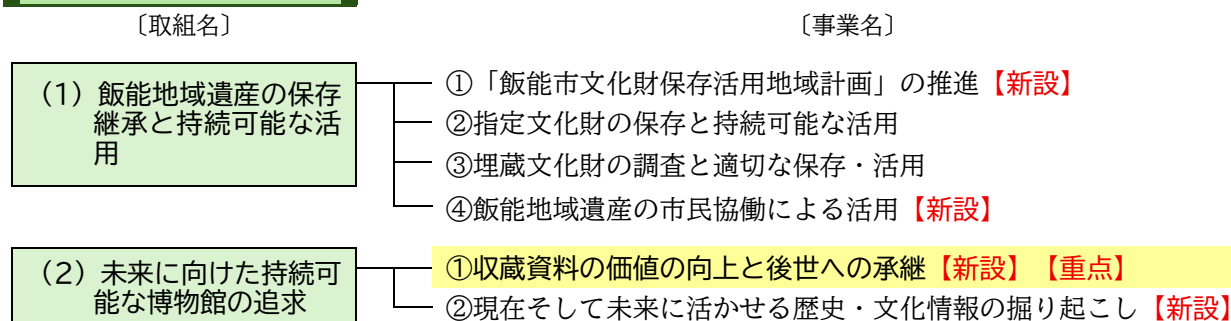
博物館では、開館以来市民などの協力を得て、多くの資料を収蔵し、魅力ある博物館づくりを行ってきました。その結果、収蔵資料の点数は、令和 6（2024）年度末現在で 73,000 点を超え、それらは博物館の特別展などで展示されるだけでなく、市民の学びやまちづくり、研究者の調査研究などにも利用され、その数は平均して 1 年あたり 100 件前後になっています。更に多くの人にその存在を知ってもらうため、令和 3（2021）年 4 月より「きっとすデジタルアーカイブ」の公開を開始しました。

また収蔵資料の価値を高めるため、これまで 10 冊の収蔵資料目録を刊行するとともに、館内の「今月の一品」のコーナーでは、平成 18（2006）年 6 月以来、これまで 300 点を超える収蔵資料を紹介し、地元の新聞誌上にも掲載してきました。一方で、博物館の収蔵庫や館外にある収蔵スペースにも余裕がなくなり、現代の学習需要に対応した新たな資料の収集にも影響が出始めていることから、収蔵場所の確保が喫緊の課題となっています。

施策の方向性

- 飯能地域遺産を総合的に保存・活用することにより、地域の特徴を活かした地域振興や文化財の継承につなげることを目的として、令和6（2024）年7月に作成した「飯能市文化財保存活用地域計画」を推進します。
- 飯能地域遺産を後世に受け継いでいくために、文化財としての価値を適切に位置付けていくとともに、各種団体の伝統文化の発表の場、継承者の交流の場を創出し、新たな担い手の発掘を支援します。
- 飯能地域遺産の保存・活用に興味を持つ様々な立場の人々を市内外から集め、文化財に係る文化財ボランティア制度（仮称）や「文化財伝道師」（仮称）といった文化財のサポーターを組織します。
- 埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき適切に取り扱うとともに、効果的な保存・活用方法を検討します。
- 博物館では、これまでと同様に飯能地域遺産の収集を行い、それを整理して博物館資料を豊かにし、市民や近隣の学芸員、研究者など様々な人に利用されることでその価値を高め、着実に後世に承継します。
- 現在、そして未来の市民にとって必要な資料を収集し、収蔵資料を充実させていくために、新たな収蔵スペースの確保にも努めます。

施策の体系



具体的な取組

(1) 飯能地域遺産の保存継承と持続可能な活用

①「飯能市文化財保存活用地域計画」の推進 **【新設】**

- 「飯能市文化財保存活用地域計画」の将来像である『飯能地域遺産を発見し、守り、活用する 地域みんなが愛着と誇りを感じられる、魅力にあふれ活力あるまち』の実現に向け、計画の進捗管理を行います。
- 多くの人に飯能市の歴史文化、伝統文化に興味を持ってもらうため、市内外に広く計画を周知します。

②指定文化財の保存と持続可能な活用

- 貴重な文化財を後世に伝えるため、文化財指定候補の調査を進め、新たな文化財の指定を行い、保存と積極的な活用を図ります。
- 地域に伝わる習俗や風習、伝統行事などを通して、地域の人々が中心となって、地域の文化を継承する活動を支援します。
- 伝統芸能を後世に伝承するため、保存団体を支援するとともに、若い世代が伝統芸能を継承し、地域への愛着や誇りが持てるように働きかけます。
- 保存されている文化財の公開機会を創出し、積極的な活用を努めます。
- 関係機関と協力して、地域の歴史や文化を活かした学びの機会を創出し、その担い手や新たな人材の発掘・育成を進めます。

③埋蔵文化財の調査と適切な保存・活用

- 市内に所在する遺跡（昔の人の活動した痕跡が残されている所）の保護に努めます。
また、開発等により遺跡が失われてしまう場合には、発掘調査による記録保存を実施し、後世に伝えます。
- 出土品の保存・活用を促進させるため、早期の発掘調査報告書刊行を進めます。
- 学校や博物館等の社会教育施設と連携を図り、出張授業や出土品展等による積極的な出土品の活用を進めます。
- 出土品から各地域の歴史に関する研究を進め、その成果を地域に還元する取組を推進します。
- 出土品の収蔵施設を確保し、適切な保存管理ができる体制を整えます。

④飯能地域遺産の市民協働による活用【新設】

- 文化財に関する知識や技能を持つ人材を募り、「文化財伝道師」（仮称）への登録を促すなど、独自に活動できる仕組みづくりを研究します。
- 文化財ボランティア制度（仮称）の創出、文化財に係る保存団体への支援、「文化財保存活用支援団体」の指定について検討するなど、市民等との協働による飯能地域遺産の活用に努めます。



加能里遺跡第113次調査 全景

(2) 未来に向けた持続可能な博物館の追求

① 収蔵資料の価値の向上と後世への承継【新設】 【重点】

- 収蔵資料の整理を計画的にかつ着実に進展させ、収蔵資料を豊かにしていきます。
- 博物館が多くの資料を収蔵していることを知ってもらうため、バックヤードツアーなどを実施するとともに、引き続き常設展示以外の場で収蔵資料を定期的に紹介していく場を設けていきます。
- 収蔵資料目録を公開したり、デジタルアーカイブを充実させることで博物館の収蔵資料に、より多くの人々がアクセスできるようにします。
- 研究者による学術研究を支援し、近隣の博物館学芸員などとともに収蔵資料を調査、研究する場を設け、その成果を地域に発信することで、資料の価値を高めていきます。
- 古文書や民俗資料など収蔵資料を読み解くためのスキルを学ぶ場を提供し、より多くの人々が資料を利用してみたいと思うよう支援します。
- 収蔵資料については、その保存環境を整え、劣化した資料については、優先順位を付けながら修復します。
- 将来にわたり持続的、安定的に資料を収集、保管できるよう、新たな収蔵スペースの確保にも取り組むとともに、除籍についても検討を行います。

【数値目標】

項目	現況値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度)
博物館の収蔵資料整理・登録点数	73,236点	75,700点

② 現在そして未来に活かせる歴史・文化情報の掘り起こし【新設】

- 飯能市文化財保存活用地域計画に基づき、飯能地域遺産から地域の歴史・文化情報を掘り起こし、活用します。
- 学習需要が認められるようになってきた高度経済成長期から現在にいたる現代資料の収集に新たに取り組む、収集方針を策定し、デジタル化も行いながら現在・未来の市民にとって必要になるであろう資料を充実させます。
- 市役所の各課所で作成した文書のうち、歴史・文化的に価値のあるもの（歴史的公文書）を収集し、利用できる環境を整えます。
- 地域の災害記録を掘り起こして地域住民の防災意識を高めたり、戦争に関わる展示を開催し平和の大切さを訴えるなどして、歴史・文化資源を現代、未来に活かします。
- 図書室の機能を強化し、図書館と連携しながら調べ学習やレファレンスに活かせる図書室を目指します。

基本方針Ⅲ

生涯を通じた健康づくり、元気で活力のあるまちづくりのためのスポーツの振興に取り組みます

施策 9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

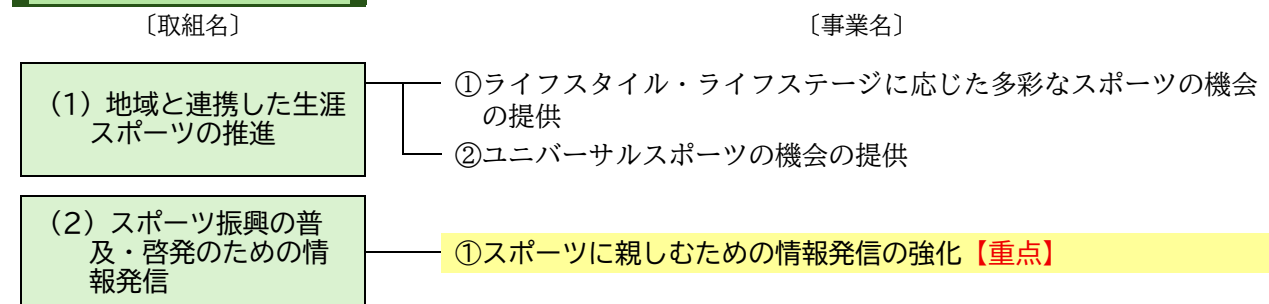
現状と課題

スポーツは競技スポーツのほか、仲間との交流を目的としたレクリエーションなどもあり、幅広い分野でのスポーツ活動が行われています。「人生100年時代」と言われる中で、長い人生を健康で元気に過ごすためには、生涯を通じてスポーツに親しむことが更に重要となっており、ライフスタイル・ライフステージに応じた多彩なスポーツの機会の提供と基盤づくりが求められています。

施策の方向性

- 多様化する市民のニーズやライフスタイル・ライフステージに求められている生涯スポーツの機会の提供及び環境整備の推進に努めます。
- 生涯スポーツの重要性の啓発や活動機会等についての情報発信を強化します。

施策の体系



具体的な取組

(1) 地域と連携した生涯スポーツの推進

①ライフスタイル・ライフステージに応じた多彩なスポーツの機会の提供

- 多くの市民が気軽にスポーツに親しむことができるように、それぞれのライフスタイル・ライフステージや体力、趣味、目的等市民のニーズに応じた生涯スポーツの機会の提供に努めます。
- 市民の運動習慣の形成、健康維持と増進を目的とした生涯スポーツ活動を推進するために、認定NPO法人飯能市スポーツ協会、スポーツ関係者及び関係団体等と連携を図り、体を動かせる環境整備の推進に努めます。

②ユニバーサルスポーツの機会の提供

○年齢、性別、障害の有無やスポーツの得意不得意に関わらず、誰もが一緒に実践できるスポーツの普及に向けて関係団体等と連携を図り、ニュースポーツを含めた各種スポーツ大会などを開催し、ユニバーサルスポーツの機会の提供に努めます。

(2) スポーツ振興の普及・啓発のための情報発信

①スポーツに親しむための情報発信の強化 **【重点】**

○生涯スポーツを更に推進するためには、市民のニーズに応じた情報の提供が必要となることから、認定 NPO 法人飯能市スポーツ協会等と連携を図り、インターネットや SNS を活用した情報発信の充実を図ります。また、自らスポーツに親しむ市民を育成するため、スポーツのきっかけづくりと習慣化に向け、スポーツの意義や必要性の啓発に努めます。

【数値目標】

項 目	現況値 (令和 6 年度末)	目標値 (令和 12 年度)
スポーツ情報等の SNS 投稿数	—	50 回



モルック

施策 10 スポーツ施設の安全な管理運営

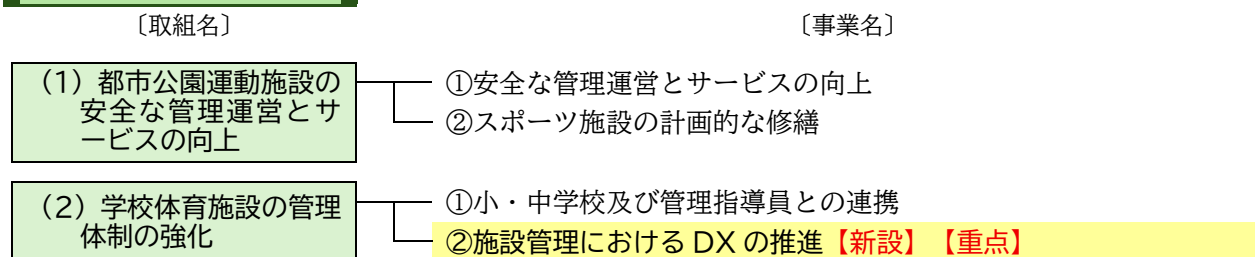
現状と課題

都市公園運動施設や小・中学校の運動場（校庭）、体育館の学校体育施設などを、スポーツやレクリエーション活動の場所として提供することで、多くの市民がスポーツに親しんでいます。その一方で、スポーツ施設については、老朽化に伴い計画的・効率的な維持管理が必要で、利用者が安全、安心に、そして快適にスポーツやレクリエーションを楽しめる施設環境の整備が課題となっています。

施策の方向性

- 都市公園運動施設については、指定管理者と連携し施設の計画的・効率的な維持管理を推進するとともに、更に安全・安心な施設の管理運営に努め、サービスの向上を図ります。
- 学校体育施設については、管理指導員（飯能市スポーツ推進委員）と連携し、利用者への使用方法の周知・徹底を行い、安全で適切な管理体制の強化に努めます。

施策の体系



具体的な取組

(1) 都市公園運動施設の安全な管理運営とサービスの向上

①安全な管理運営とサービスの向上

○市民スポーツの活動拠点である都市公園運動施設については、指定管理者と連携し施設点検を行い、安全・安心で快適な施設の管理運営に努めます。

②スポーツ施設の計画的な修繕

○定期的な施設点検に基づき、修繕が必要な施設や設備を把握し、飯能市公共施設等総合管理計画を踏まえ指定管理者や関係部署と協議し、計画的な修繕により安全で安心してスポーツができる施設の環境整備に努めます。

(2) 学校体育施設の管理体制の強化

①小・中学校及び管理指導員との連携

○小・中学校や管理指導員（飯能市スポーツ推進委員）と連携を図り、利用者に対して使用方法の周知・徹底を行い、安全で適切な管理体制のもと、小・中学校の運動場（校庭）・体育館を市民に開放して、青少年の健全育成、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供に努めます。

②施設管理におけるDXの推進【新設】【重点】

○学校体育施設（体育館）の管理については、デジタル技術を活用した錠前システム（スマートロック）の運用により、鍵の紛失リスクの軽減とともに、施設のセキュリティと利用者の利便性の向上を図ります。

【数値目標】

項 目	現況値 (令和 6 年度末)	目標値 (令和 12 年度)
スマートロックの運用施設数	—	19 施設



スマートロック

施策 11 スポーツを通じたまちづくりの推進

現状と課題

“おもてなしの心”をもって、市民との協働で開催している「飯能新緑ツーデーマーチ」は、毎年、市内外から多くの方々が参加し、本市の魅力を全国に発信しています。また、「奥むさし駅伝競走大会」についても、全国から多くの実業団・大学・地域のチームが参加している競技性の高い大会で、力走する選手の姿を通して、市民に感動と活力を与えています。

さらに、本市では、「ホッケーのまち飯能」をスローガンに掲げ、市内中学校では体育授業として必修化しているなど、市内全域で普及に取り組み、小学生から社会人に至る各年代のホッケーチームが全国大会等で活躍しています。

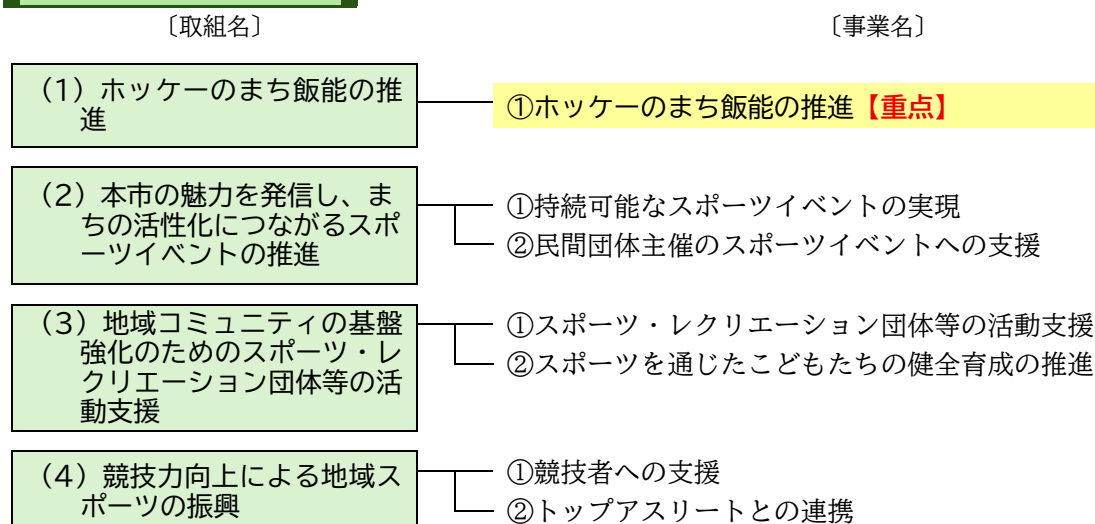
また、その他の競技においても本市を活動拠点とするプロチームが活動しているほか、様々な分野の競技においてトップアスリートが国際大会・国民スポーツ大会などで活躍し、それらのアスリートの活躍は、市民に感動や夢を与え、市民のスポーツへの関心を高めています。

今後も、個人の健康増進・体力づくりとともに、地域スポーツ活動を通じて地域コミュニティの基盤強化やこどもたちの健全育成を図り、元気で活力あるまちづくりを推進する必要があります。

施策の方向性

- 「ホッケーのまち飯能」を推進するとともに、本市の魅力を活かした新たなスポーツイベントとの連携や、地域スポーツ活動の主体となるスポーツ・レクリエーション団体等の活動の支援に努めます。
- 楽しみ親しむスポーツだけではなく、競技スポーツの推進によりスポーツへの関心を高め、市民に夢や感動を与えるなど、その競技力の向上を図ることで、地域におけるスポーツ全体の振興を牽引し、元気で活力あるまちづくりにつなげます。

施策の体系



具体的な取組

(1) ホッケーのまち飯能の推進

①ホッケーのまち飯能の推進 **【重点】**

- 関係団体と連携し、より充実した指導体制の環境づくりに努めます。
- ホッケーが市民スポーツとして盛んになるよう、小・中学校での巡回ホッケー教室等の普及事業や「ホッケー通信」の発行などのPR活動に取り組みます。
- 市民がスポーツを通じて感動と活力が得られるよう、日本リーグや全国レベルの大会などホッケー競技の観戦機会の確保に努めます。

【数値目標】

項目	現況値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度)
小・中学校の巡回ホッケー教室の参加者数(延べ人数)	7,902人	8,000人

(2) 本市の魅力を発信し、まちの活性化につながるスポーツイベントの推進

①持続可能なスポーツイベントの実現

- 飯能新緑ツーデーマーチや奥むさし駅伝競走大会などの既存スポーツイベントについては、運営の合理化、スリム化及び自主財源の確保等について検討するなど、持続可能な大会づくりに努めます。

②民間団体主催のスポーツイベントへの支援

- 本市の豊かな自然、地形を活かしたトレイルランニングやBMX、スケートボードといった都市型スポーツなどのイベント開催等の支援を行い、山間地域の活性化や本市の新たな魅力づくりに取り組むとともに、まちの活性化に努めます。



ホッケー

(3) 地域コミュニティの基盤強化のためのスポーツ・レクリエーション団体等の活動支援

①スポーツ・レクリエーション団体等の活動支援

- 認定 NPO 法人飯能市スポーツ協会と連携し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の主体となる団体等の活動の支援に努めます。
- 地域のスポーツ・レクリエーション活動の機会を創出するため、飯能市スポーツ推進委員と連携し、市民が楽しく参加できるニュースポーツへの取組の活動を推進します。

②スポーツを通じたこどもたちの健全育成の推進

- こどもたちにスポーツを通じた健全育成の場や仲間との交流等の機会を提供するため、スポーツ少年団への加入促進を図るとともに活動の支援に努めます。

(4) 競技力向上による地域スポーツの振興

①競技者への支援

- 市民のスポーツの意欲を高め競技力の向上を推進するため、全国大会以上の各種競技大会に出場する選手やチームの支援に努めます。

②トップアスリートとの連携

- 企業・駿河台大学等との地域連携により、トップアスリートとの交流など、スポーツの魅力に触れることができる機会の提供に努めます。



スポーツ少年団大会

基本方針Ⅳ

学校・家庭・地域の連携を深め、つながりの中で共に学び成長できる環境を整備します

施策 12 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進

現状と課題

かつて、こどもたちは地域コミュニティの構成員として、様々な年齢層の人々の中で、日常的にふれあい、体験の場を通じて、社会性を身に付けてきました。

しかしながら、こどもたちを取り巻く教育環境は、地域コミュニティの希薄化による地域社会の教育力の低下、社会構造の変化や情報化社会の影響による家庭の教育力の低下が指摘されるほか、学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況です。

これからの時代にこどもたちに必要とされる、変化に対応しながら未来を切り拓く力を育むためには、学校・家庭のみならず地域住民や企業など様々な知識や能力を持った人材が関わり、社会全体でこどもたちを育てていく安心・安全な居場所の確保や多様な体験・活動の機会の提供などが必要です。

また、急激な少子化の進展や学校の働き方改革を背景に、学校部活動を従来どおり実施・運営することが難しくなっています。学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、生徒が継続的に文化芸術・スポーツ活動に親しむ機会の確保・充実を地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

図書館や博物館では、小学校への学校訪問や出張授業などを実施していますが、今後、更に学校教育との連携を深め、支援の質を向上させていくことが求められます。

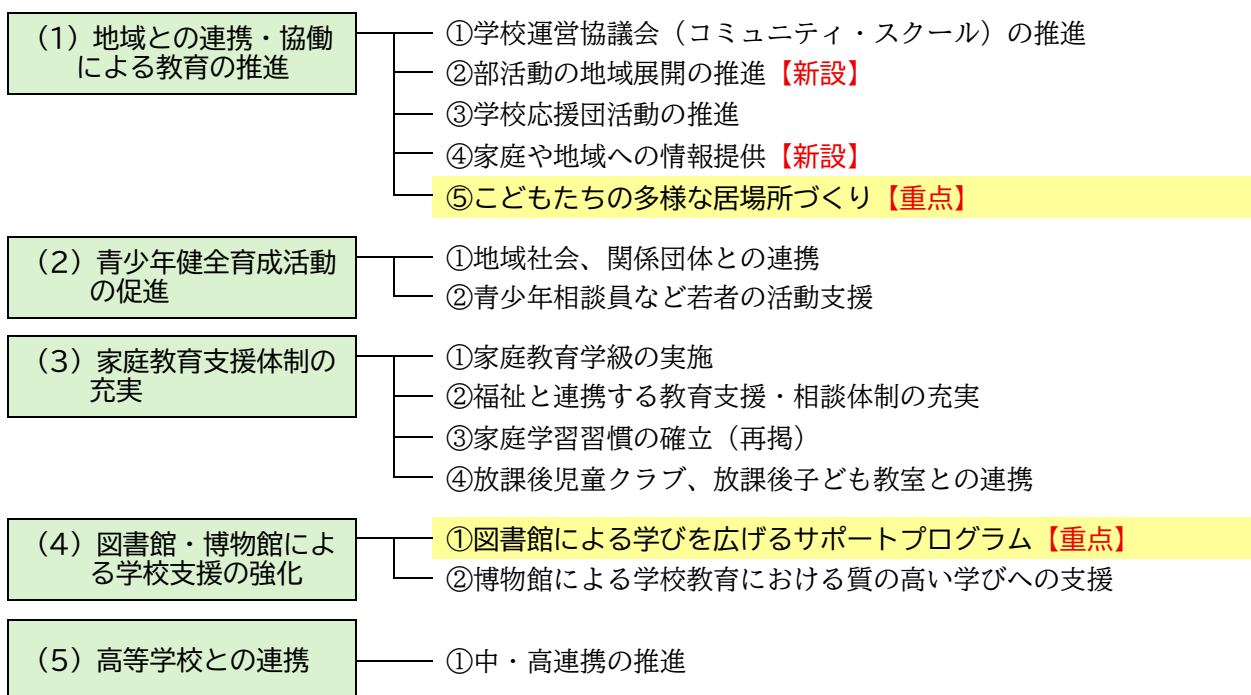
施策の方向性

- 学校等の施設を活用し、安心して安全な居場所を設け、地域の方々の参画を得ながら、こどもたちに様々な学習、体験及び交流活動の機会を提供していきます。
- 市民・関係団体・企業等の参画により、青少年の健全育成に係る事業の充実を図ります。
- 保護者と学校が連携・協力してこどもたちの教育の向上に資するための PTA 活動を支援します。
- 地域において、生徒が文化芸術・スポーツ活動に継続して取り組むことができるよう環境整備を進めます。
- 博物館では教材やプログラムの開発を進め、出張授業を拡充することで学校教育における質の高い学びを支援し、本市における子育て環境の充実に貢献していきます。
- 地域の教育資源を学校と連携して提供することで、こどもの主体的な学びを促進し、地域全体で教育支援を進めます。

施策の体系

[取組名]

[事業名]



具体的な取組

(1) 地域との連携・協働による教育の推進

①学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進

- 学校運営協議会の設置において、学校・家庭・地域が対等な立場でそれぞれが「当事者」となって、地域とともにある特色ある学校づくりを進めます。
- 学校運営協議会が、こどもや学校が抱える課題の解決や、未来を担うこどもたちを地域でどのように育てるかということなどを協議し、学校運営に参画します。

②部活動の地域展開の推進 **【新設】**

- 学校と地域との連携・協働により地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実を図り、生徒が将来にわたって多様な活動ができる環境の整備を進めます。
（施策2（5）③から一部再掲）

③学校応援団活動の推進

- 各校の学校応援団の力を活用し、こどもたちの学びや成長を支える活動を推進します。
- 各校の学校応援団、学校応援団コーディネーターの方々の意見を参考に、更に学校と家庭、地域社会との連携を深めます。

④家庭や地域への情報提供 **【新設】**

- 保護者や教員が協力してこどもたちの学校生活の充実を図ることを目的として構成するPTAの研修や情報交換の場を提供するとともに、PTAの活動を支援します。

○OPTA が組織されていない学校については学校と連携し、家庭や地域への情報提供に努めます。

⑤こどもたちの多様な居場所づくり **【重点】**

○地域の特性やニーズを的確に把握し、学校、放課後児童クラブ、地域と連携しながら放課後子ども教室の拡充を図ります。

○公民館や児童館等が連携し、地域で活動する団体や多様な人材を活かした学習支援事業を実施するなど、こどもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる居場所づくりを推進します。

【数値目標】

項目	現況値 (令和 6 年度末)	目標値 (令和 12 年度)
放課後子ども教室実施校数	2 校	4 校
公民館学習開放スペースを利用した児童生徒の数(延べ人数)	116 人	250 人

(2) 青少年健全育成活動の促進

①地域社会、関係団体との連携

○青少年育成飯能市民会議と連携、協力し、青少年の健全育成に資する活動を促進します。

○青少年問題協議会など、青少年の指導、保護及び矯正に資する取組等について、情報共有、連絡調整の場を設けます。

②青少年相談員など若者の活動支援

○青少年相談員を募るとともに、活動への支援に努めます。

(3) 家庭教育支援体制の充実

①家庭教育学級の実施

○家庭教育の支援のため、地域、学校と連携して家庭教育学級を継続して実施します。

②福祉と連携する教育支援・相談体制の充実

○福祉との連携により、出生、乳幼児期の保護者の悩みに寄り添う相談場所の提供や子育て支援の充実に努めます。

③家庭学習習慣の確立(再掲)

○家庭と連携、協力し、家庭学習習慣の確立を目指します。

○学習用タブレットを活用し、家庭学習の充実に努めます。

(施策 1 (1) ⑦から一部再掲)

④放課後児童クラブ、放課後子ども教室との連携

- 生涯学習、福祉の連携により、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の放課後のこどもの居場所づくりに努めます。

(4) 図書館・博物館による学校支援の強化

①図書館による学びを広げるサポートプログラム **【重点】**

- 教科書に連携した図書セットの貸し出しや関連図書の収集を行い、図書の利用支援や学校等への配送を実施します。
- 小学校で活動する読み聞かせボランティアへの情報共有や技能向上のための勉強会を開催します。

【数値目標】

項目	現況値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度)
12歳以下のこども1人当たりの貸出数	14.4冊	15.0冊

②博物館による学校教育における質の高い学びへの支援

- 小・中学校の授業に博物館の収蔵資料や研究成果を更に活かしてもらうため、教育センターや学校と連携し、その利用環境を整備します。
- 社会や国語など小・中学校の教科学習で利用できる資料の掘り起こしや教材の開発を進めます。
- 教育センターや学校と連携し、出張授業のプログラムを充実させ、社会科・総合学習にとどまらず、それ以外の科目においても実施します。

(5) 高等学校との連携

①中・高連携の推進

- 埼玉県立飯能高等学校が飯能市民や近隣住民、生徒や保護者にとって魅力ある高等学校となるよう、特色ある高校づくりに協力します。
- 本計画と埼玉県立飯能高等学校の教育理念を相互に共有し、地域の学校として小・中・高の連携を図ります。
- 市内の高等学校から中学校への出前授業、高等学校入試説明会など、中・高連携を図ります。



放課後子ども教室

施策 13 地域との連携・協働に基づく学習環境の整備

現状と課題

公民館では、生涯学習の拠点として地域ニーズを捉えた、健康づくり、地域福祉、防犯・防災など地域の課題解決につながる事業を継続して進めています。多様な世代が、学びのきっかけづくりや生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりの充実に、引き続き取り組んでいくことが必要です。

図書館では、関連機関との連携を強化し、時代の変化に対応した事業を推進しています。また、ボランティア団体等と協力し、ボランティア団体からの企画を取り入れた活動にも取り組んでいます。さらに、地域の大学や高等学校、近隣市の図書館とも連携し、情報共有や協働事業を行っています。今後は、これらの取組を継続・発展させるとともに、地域全体で多様な学びを支え合う環境の整備を進め、限られた人員や財源の中で、効率的かつ柔軟な事業運営を図っていくことが課題です。

博物館では、市民の生涯学習の場とし、博物館と市民の間をつなぐサポーターと位置付ける市民学芸員の養成を平成 11（1999）年度より開始し、これまで 9 回の養成講座を行い、令和 6（2024）年度末現在で 40 名を超える方が活躍しています。このうち博学連携事業参加型や麦作文化探求型の市民学芸員は、小学 3 年生社会科などの授業や放課後子ども教室に関わり、それは世代間交流の場にもなっています。また飯能の歴史や文化、周辺の自然に関わるレファレンスも 1 年間で平均して 200 件ほどあり、それに応えるための調査が新たな展示会や研究のテーマにつながっていくこともあります。

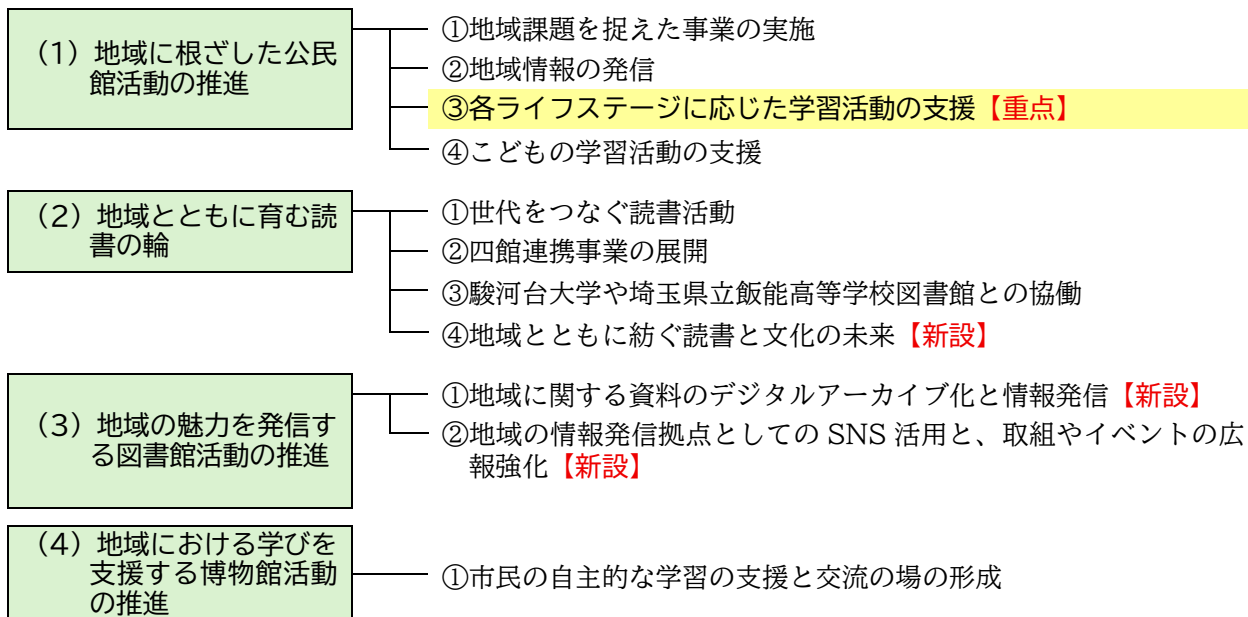
施策の方向性

- 様々な地域課題に対応するため、公民館では関係機関や地域活動団体と連携した事業の推進、各ライフステージに応じた事業の実施、地域のこどもたちの学習活動の支援を継続して行います。
- 図書館では、関係機関と密接に連携し、地域全体の学習環境やコミュニティの活性化を目指し、取組を展開していきます。
- 博物館では、市民学芸員の活動を継続し、その時々々の学習需要に合わせて新たな分野の市民学芸員の養成に取り組めます。
- 市民などからのレファレンスに真摯に向きあい、利用者の満足度を高めていきます。

施策の体系

〔取組名〕

〔事業名〕



具体的な取組

(1) 地域に根ざした公民館活動の推進

①地域課題を捉えた事業の実施

- 少子高齢化、人口減少、鳥獣被害対策など、地域に対応した事業を継続して実施します。
- 防犯・防災、地域福祉など地域の課題解決につながる事業を地域団体や関係機関と連携して実施します。

②地域情報の発信

- 地区行政センターだより、ホームページ等を活用し、地域活動、地域の魅力などを発信します。

③各ライフステージに応じた学習活動の支援 **【重点】**

- 各ライフステージに応じた事業を実施します。
- 地域団体や学習グループなどの学習を支援します。

【数値目標】

項 目	現況値 (令和 6 年度末)	目標値 (令和 12 年度)
公民館主催事業参加者数 (延べ人数)	14,444 人	15,000 人

④こどもの学習活動の支援

- こどもたちが体験を通じて学ぶ講座や教室を実施します。
- こどもたちが自ら学ぶ学習機会を支援します。

(2) 地域とともに育む読書の輪

①世代をつなぐ読書活動

- 乳幼児とその保護者を対象としたおはなし会を定期的かつ継続的に開催します。絵本や手遊びなど、ことばの力や感性を育むとともに、親子のふれあいやつながりを深める場とします。

②四館連携事業の展開

- 近隣にある図書館、博物館、市民会館、飯能中央公民館との連携を強化し、事業開催や情報発信を積極的に行います。

③駿河台大学や埼玉県立飯能高等学校図書館との協働

- 駿河台大学や埼玉県立飯能高等学校図書館と連携し、進学や読書に関する情報を提供するためのコーナーを設置します。
- 駿河台大学と連携して情報発信を行うとともに、情報活用に関する講座を共催します。

④地域とともに紡ぐ読書と文化の未来【新設】

- 職場体験や図書館実習を受入れ、次世代が図書館を理解し活用できる機会を広げます。
- 相互利用を推進し、近隣市を含めた住民の利便性向上と地域コミュニティの活性化を図ります。
- 地域固有の文化や特色を継承するため、資料整備や展示、SNSによる情報発信を強化します。



夜のおはなし会（こども図書館）

(3) 地域の魅力を発信する図書館活動の推進

①地域に関する資料のデジタルアーカイブ化と情報発信【新設】

- 図書館で紹介した図書のリストや地域資料に関する情報等をウェブサイトや SNS に掲載し、市民のほか、本市に関心のある方々にも提供します。
- レファレンスサービスの回答経緯を記録し、今後のレファレンスツールとして活用します。さらに、データ化・整理を行い、利用可能なツールとして公開します。

②地域の情報発信拠点としての SNS 活用と、取組や地域イベントの広報強化【新設】

- 市民の関心を高め、図書館事業への参加のきっかけとなるよう SNS を活用します。
- ボランティア団体の活動についても積極的に情報発信し、地域の学びと交流の広がりにつなげます。

(4) 地域における学びを支援する博物館活動の推進

①市民の自主的な学習の支援と交流の場の形成

- 地域の歴史や文化、飯能河原・天覧山周辺の自然に関する学習者のレファレンスに丁寧に向き合い、来館者自らが資料を調べることの大切さを伝えていきます。
- 従来の博学連携事業参加型、麦作文化探求型の市民学芸員の活動を継続していくとともに、新たな分野の市民学芸員の養成に取り組みます。
- 駿河台大学メディア情報学部のゼミナールと協働して博物館の動画コンテンツを作成し、若い世代の視点を館の運営に活かしていきます。



学芸員による夏休み社会科自由研究相談（博物館）

第4章 計画の推進

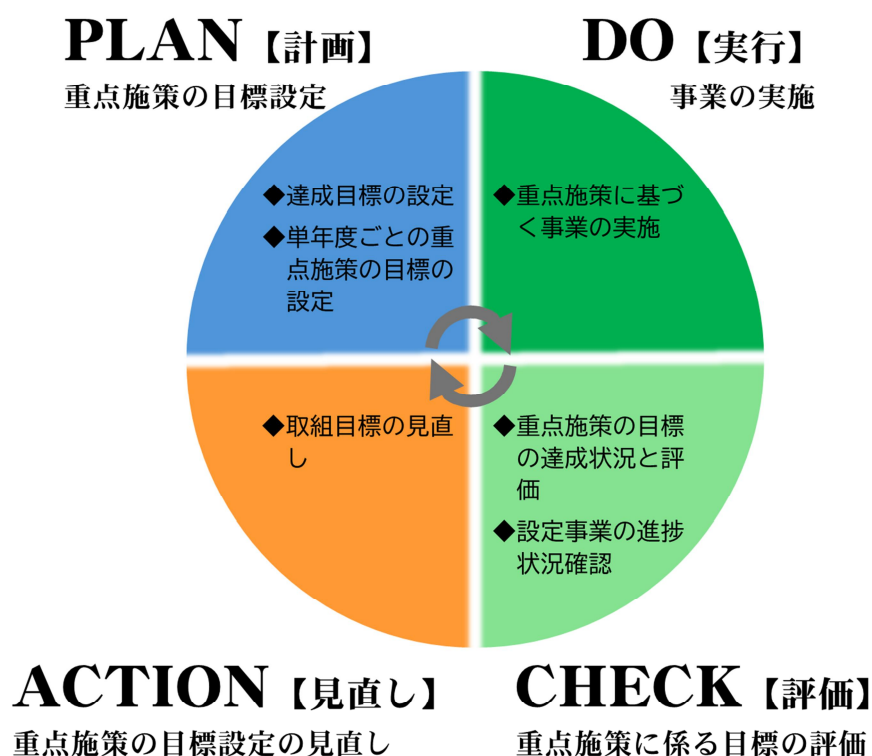
(第4期飯能市教育振興基本計画)

1 計画の推進にあたって

「第4期飯能市教育振興基本計画」の推進にあたっては、PDCAサイクルにより進捗状況を管理します。

PDCAサイクルでは、計画に従って実行された施策の成果を評価し、次に活かすための見直しを行うことによって目標達成や成果向上につながることから、下図のCheck（評価）とAction（見直し）に該当する点検評価と見直しが特に大切となります。

【計画の推進に向けたPDCAサイクル】



2 点検評価と見直しの実施

本計画の実行性を高めるため、毎年度、各所管において重点施策として具体的な目標を設定して事業を展開し、年度ごとにその成果を検証していきます。

施策実施の成果については、教育委員会において点検・評価を行うとともに、学識経験者からのご意見をいただき「点検評価報告書」としてとりまとめて公表します。

また、急速な社会状況の変化や国の動き等に対応しながら本計画で設定した目標を達成させるため、毎年度の点検評価の結果に基づき、必要に応じて事業の見直しや新たな取組を実施することによって、計画の柔軟性を確保していきます。

資料編

(第 3 次飯能市教育大綱／第 4 期飯能市教育振興基本計画)

用語の説明

区分	用語	説明	該当ページ
0～9	21世紀型の学校	本市が独自に掲げる新たな時代の教育に対応した学校の姿を示した言葉です。21世紀に入って20数年が経ち、これまで誰も経験したことのないことがいつどこで起こるか分からない「VUCAの時代」を迎えていることから、本市では、10年後の社会がどのように変化していても、社会のつくり手として生き抜く力を育成する21世紀型の教育を行う学校を「21世紀型の学校」と位置付けています。	6、9、16、18、19、22
A～Z	AI	「Artificial Intelligence」の略で、「人工知能」を意味します。人間のような知能をコンピューターで再現しようとする技術や概念のことです。	11、24
	DX	「Digital Transformation」の略で、一般に「デジタルトランスフォーメーション」と呼ばれています。デジタル技術を活用して、業務プロセス、ビジネスモデル、企業文化などを根本的に変革することです。単なるIT化や業務の効率化だけでなく、それらを通して新たな価値を創造し、企業の競争力を高める取り組みを指します。英語では「Trans」を交差・超越を意味する「X」で置き換える慣習があることからDXと標記されます。	4、55、56
	ICT	「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」を意味します。従来の「IT（情報技術）」に「Communication（通信）」の要素が加わり、人と人、人とモノの間で情報や知識を共有・伝達する技術や、それを活用したサービス・手法を強調した用語となっています。	2、9、13、24、38、39、40
	IoT	「Internet of Things」の略で、「モノのインターネット」を意味します。身の回りの様々なモノ（家電、車、産業機器など）をインターネットに接続し、相互に通信したりデータを収集・交換したりする技術のことです。	11
	LGBTQ	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）を包括的に指す言葉で、レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）、トランスジェンダー（T）、クエスチョニングまたはクィア（Q）の頭文字を取ったものです。	11、30、33、35
	LTE	「Long Term Evolution」の略で、携帯電話の高速通信規格のことです。	6
	NPO法人	「特定非営利活動法人」の略称で、非営利の社会貢献活動を行うために「特定非営利活動促進法」に基づいて設立された法人です。NPOとは、「Nonprofit Organization」の略で「非営利団体」を意味します。	53、54、58
	PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）の4つのプロセスを順に繰り返し行うことで、業務やプロジェクトの継続的な改善を図るためのマネジメント手法のことです。	70
	SDGs	「Sustainable Development Goals」の略で、「持続可能な開発目標」を意味します。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを掲げています。	23、25
SNS	「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social NetWorking Service）」の略で、インターネット上でユーザー同士が繋がり、テキスト、写真、動画などで情報を共有・交流するサービスです。	11、54、65、66、67	

区分	用語	説明	該当ページ
	VUCA (ブーカ)	「Volatility」(変動性)、「Uncertainty」(不確実性)、「Complexity」(複雑性)及び「Ambiguity」(曖昧性)という4つの単語の頭文字をとった言葉で、目まぐるしく変転する予測困難な状況を意味します。	11、18
	Wi-Fi	「Wireless Fidelity」の略で、パソコンやスマートフォンなどの機器を、無線でインターネットに接続するための通信規格のことです。ケーブルを使わずに複数の機器をインターネットにつないだり、機器同士で連携させたりすることができます。	6
あ	インクルーシブ教育	障害の有無や国籍、家庭環境などの多様な背景を持つ全てのこどもが、分け隔てなく同じ環境で学び合い、互いを尊重し支え合う社会の実現を目指す教育理念です。	13、32、33
	ウェルビーイング	単に病気が貧困がない状態ではなく、肉体的、精神的、社会的に全てが満たされた、良好な状態にあることを指します。世界保健機関(WHO)憲章が起源となった概念で、近年は個人の幸福だけでなく、持続可能な社会の実現にも欠かせない要素として、社会全体で注目されています。	4、11、13
か	外国語指導助手(AET)	小学校、中学校、高等学校で、外国語担当教員の補助として、授業をサポートする外国人の先生のことです。ALTは「Assistant Language Teacher」の略です。	25
	学習指導要領	全国どこの学校でも一定水準の教育を受けられるように、文部科学省が定めた教育課程(カリキュラム)の基準です。これは、各学校がカリキュラムを編成する際の土台となり、教科の目標や教育内容、授業時数の目安が示されています。社会の変化に応じて約10年ごとに改訂されます。	6、25
	学校応援団	保護者や地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する組織のことで、学習支援、安全確保、環境整備などを通じて、教員が子どもと向き合う時間を増やし、地域全体で子どもの成長を支えることを目的としています。	61
	学校規模の適正化	少子化や地域の状況に合わせて学校の数や規模を見直し、児童生徒にとってより良い教育環境(集団生活での交流促進、多様な学習機会の確保など)を整え、学校運営の効率化を図るための取組です。	39、40
	教育支援プランA・B	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の一人一人の教育的ニーズを具体的な指導・支援に反映させるために学校で作成する計画のことです。	33
	キャリア教育	人が生涯を通じて自立した生き方をするために、必要な能力や態度を育む教育活動です。単に職業を紹介するだけでなく、自分の個性や強みを活かして社会と関わる力を養うことを目指しており、自己理解や将来設計、職業観の形成を支援します。	22、23、25
	キャリアパスポート	小学校から高校まで、児童生徒が自身のキャリア教育に関わる活動(学びや経験)を記録したものをいいます。これにより、学習状況や成長を自己評価し、将来の生き方を考える力を育むことを目的としています。	25
	共生社会	障害の有無、年齢、性別などに関わらず、全ての人が互いを尊重し、支え合い、誰もが生き生きと自分らしい人生を送れる、全員参加型の社会を指します。	4、13、27
	グローバル化	ヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて移動し、経済、文化、政治などが地球規模で結びつきを強めていく現象のことです。インターネットや交通網の発達により、世界が一体化していくプロセスとも言えます。	2、4、11、13、22、23、24、25

区分	用語	説明	該当ページ
さ	さわやか相談員	市立中学校に設置された「さわやか相談室」に配置され、生徒や保護者の悩み相談に応じる相談員のことです。学校生活、友人関係、学習、部活動、家庭のことなど、様々な悩みを抱える子どもたちやその保護者に対し、安心して話せる身近な相談の場を提供します。	34
	支援籍学習	障害のある児童生徒が、在籍している学校とは別の学校や学級にも学籍を置くこと（副学籍）を指し、それを利用した学習活動のことです。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が、自宅近くの小・中学校に支援籍を置くことで、地域の学校のクラスメイトとして、一部の学習活動に参加する仕組みです。	32
	ジェンダー	生物学的な性別（sex）とは区別される、社会や文化によって作られた性のあり方です。具体的には、「男らしさ」「女らしさ」といった社会的な役割、行動、態度、価値観などを指します。	30
	指定管理者	地方公共団体が、市民の福祉を増進する目的で設置した公園や文化施設などの「公の施設」の管理・運営を包括的に委任する団体です。民間事業者のノウハウを活かし、住民サービスの向上とコスト削減を図ることを目的としています。	55
	市民学芸員	飯能市立博物館において、生涯学習の一環として養成講座を受講して認定を受け、博物館活動に協力する市民の役割です。主な活動は、学芸員と連携した資料の整理・調査、展示企画、教育活動などです。	25、46、64、67
	情報リテラシー	必要な情報を探して、その真偽を評価・判断し、目的に応じて適切に活用する能力のことです。インターネットやSNSの普及により情報が大量に流通する現代において、正確で信頼できる情報を見極めるスキルは不可欠となっています。	11
	人生100年時代	平均寿命が延び、100歳まで生きることが当たり前になる時代という考え方です。寿命が延びるだけでなく、働き方やライフプランを再構築する必要があるという、社会的な課題を反映した用語となっています。	11、14、16、18、42、43、44、53
	スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒、保護者、教職員の心のケアを行う心理の専門家です。いじめや不登校などの相談に乗るほか、心の悩みを抱える人をサポートし、安心できる学校生活を送れるよう支援します。	34、35
	スクールソーシャルワーカー	学校に在籍する児童生徒のいじめ、不登校、虐待といった様々な課題に対し、専門的な知識と技術を用いて、本人や家庭、学校、地域をつなぎ支援する専門職です。教育の専門家である教員とは異なる、社会福祉の専門的視点から、子どもを取り巻く環境に働きかけて問題解決を図ります。	35
	スポーツ推進委員	スポーツ基本法に基づき、各市町村が委嘱する非常勤の公務員です。地域住民のスポーツ活動を推進するために、スポーツに関する実技指導や助言を行うほか、地域のスポーツイベントの企画・運営、行政と住民やスポーツ団体との連絡調整といったコーディネーターの役割を担います。	55、56、58
生成AI	テキストや画像、音声、プログラムコードなどの新しいコンテンツを、学習した膨大なデータに基づいて生成する人工知能のことです。従来のAIがデータ分析や予測を得意としていたのに対し、生成AIは、人間が創造したかのような創造的なアウトプットを出すことが特徴です。	24	
全国学力・学習状況調査	文部科学省が2007年度から毎年実施している、全国の小学6年生と中学3年生全員を対象とした調査です。	23、24、27	
た	超スマート社会	AIやIoT、ロボットなどの最先端技術を駆使して、サイバー空間と現実空間を高度に融合させ、経済発展と社会課題の解決を両立させる未来社会の構想で、日本政府が提唱する「Society5.0」に該当します。	2

区分	用語	説明	該当ページ
	適応指導教室	主に不登校の小・中学生を対象に、学校復帰を目指して学習支援や集団生活の体験などを提供する公的機関です。学校とは別の場所で、教育委員会が運営し、在籍校との連携を取りながら、個々の状況に合わせたサポートを行います。	34
	デジタルアーカイブ	公文書、文化財、芸術作品など、後世に残すべき様々な情報資源をデジタルデータ化し、長期保存とインターネットなどでの公開・利活用を可能にするシステムや活動全般のことです。単なるデジタル化だけでなく、検索しやすいように整理・管理し、いつでも誰でも利用できる形で提供することに特徴があります。	9、43、46、49、52、65、67
	特別支援教育	障害のあるこども一人一人の教育的ニーズを把握し、自立や社会参加を支援するために適切な指導や必要な支援を行う教育のことです。	11、33
	トレイルランニング	舗装されていない自然の道を走るアウトドアスポーツです。登山道や林道などを舞台に、土や岩、根などが混在する地形を走ります。	8、58
な	ニュースポーツ	年齢や体力にかかわらず、多くの人が気軽に楽しめるように、ルールを簡単にするなどして考案されたスポーツの総称です。	54、58
は	バックヤードツアー	通常是一般客が立ち入ることのできない、施設の「裏側」を見学できる特別なツアーです。スタッフや専門ガイドの案内のもと、普段は知ることのできない作業内容を体験したり、専門家から裏話を聞いたりすることができ、教育的な体験や特別な思い出づくりとして人気があります。	52
	飯能地域遺産	飯能市内に存在する、地域独自の歴史的・自然的・文化的価値を持つ文化財や景観、自然環境などを指します。	2、13、14、16、19、49、50、51、52
	飯能市 GIGA スクール	国の GIGA スクール構想に基づき、全公立小・中学校の児童生徒に1人1台のLTE 対応タブレット端末を導入し、学びの改革を推進する取組です。令和2(2020)年9月1日に埼玉県内で最速でスタートしています。学習用タブレットを学びの道具として活用し、創造的、探究的、協働的な学びによって、問題解決能力やコミュニケーション能力を育成することを目指しています。	2、6、7、13、16、39
	ビジターセンター	自然豊かな場所にある施設で、訪問者に公園の自然や文化、利用方法に関する情報を提供し、利用の拠点となる場所です。スタッフによる展示解説や自然体験プログラム、ガイド活動などを行います。	43、45
	フェイクニュース	虚偽の情報や誤解を招く情報のうち、しばしば意図的に作成され、ニュースとして広められるものを指します。単なる誤情報とは異なり、人々の注目を集めたり、特定の意見に誘導したり、混乱を引き起こしたりする目的で作られることが多いのが特徴です。	11
	放課後子ども教室	放課後に小学校の施設などを利用し、地域住民の協力のもと、子どもたちが安全に過ごせる居場所を提供し、学習活動や様々な体験・交流活動を行う事業です。	9、61、62、63、64
放課後児童クラブ	保護者が就労などで昼間に家庭にいない小学生を対象に、放課後や学校休業日に安全で適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」のことで、「学童クラブ」「学童保育」とも呼ばれます。	7、61、62、63	
ま	学びの改革	学習指導要領に位置付けられた「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」を推進するため、本市が独自に「創造的・探究的・協働的な学び」を推進する教育改革として提唱したもので、第3期計画に位置付けられました。第4期計画では、第3期計画に引き続き「学びの改革」を進めていきます。	6、9、18、19、22、23、40

区分	用語	説明	該当ページ
	麦作文化探求型の市民学芸員	飯能市立博物館における市民学芸員の活動分野の一つで、麦作にまつわる歴史や文化を調査、研究しています。具体的には、地域に伝わる麦の栽培技術や、それに付随する祭礼、食文化、生活様式などを学んで伝承し、博物館活動を通じて広く一般に伝える役割を担います。平成27年度から活動を行っています。	64、67
	メンタルヘルスリテラシー	心の健康を保ち、精神疾患を予防・早期発見・回復するために必要な知識やスキルのことです。具体的には、精神疾患に関する正しい知識を持ち、自分や周囲の心の不調に気づき、適切な対処法を考え、専門家や周囲の人々へ相談する力などがあげられます。	29
や	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことです。	11、32、33、35
	ユニバーサルスポーツ	障害の有無や年齢、体力などにかかわらず、誰もが一緒に楽しめるスポーツのことです。	53、54
	四館連携	市民会館・飯能中央公民館・博物館と図書館の連携の総称であり、これまで図書館を会場に、「ことばと音のコンサート」を実施してきました。	65、66
ら	ライフステージ	人の一生における節目となる出来事(就職、結婚、出産など)を区切って考えた、各段階のことです。それぞれのステージによって家族構成や家計状況、生活環境などが変化し、必要となる学習ニーズなども変わってきます。	16、53、64、65
	リカレント教育	義務教育の終了後、教育と就労を交互に繰り返す教育システムのことです。「回帰教育」「循環教育」「学び直し」などと表現されることがあります。本計画では、「生涯にわたって、働きながら学校以外でも繰り返し学び続けること」の意味で使用しています。	43、44
	林相	森林を構成する樹木の種類、密度、林齢(年齢)などの生長状態によって示される森林の全体像のことです。西川材の産地として知られる本市の林相は、人工林の割合が非常に高いことが特徴です。約82%が人工林で、その大半がスギであり、戦後の拡大造林政策によって植林された木々が成熟期を迎えています。	24
	レファレンスサービス	図書館員(司書)が利用者の調べものや探しものに関する質問に、図書館にある資料や情報源を駆使して回答したり、情報を見つける手伝いをしたりするサービスのことです。	67
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と「仕事以外の生活(育児、介護、趣味、自己啓発など)」の調和が取れ、両方が充実している状態を指します。単に仕事か生活かの二者択一ではなく、個人のライフステージや状況に応じて、多様で柔軟な働き方や生き方を選択できる社会を目指す考え方に基づく用語です。	38

第 3 次飯能市教育大綱・第 4 期飯能市教育振興基本計画

令和 8 年 3 月策定

発 行 飯能市・飯能市教育委員会

編 集 飯能市企画総務部企画課

飯能市教育委員会教育部教育総務課

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳 1 番地の 1

T E L 042-973-2111 (代表)

<http://www.city.hanno.lg.jp>
